

基本政策 Ⅲ

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

高齢社会にあっても、住み慣れた地域で、個人としての自立と尊厳を大切にし、生涯にわたりいきいきとすこやかに暮らせるように、自助・共助・公助の適切なバランスを保ちながら、市民の安心を保障する持続型の地域福祉社会を構築していきます。

市民一人ひとりが自らにかかわることは自らの責任と選択によって決定できるための取組を促進するとともに、自立した生活

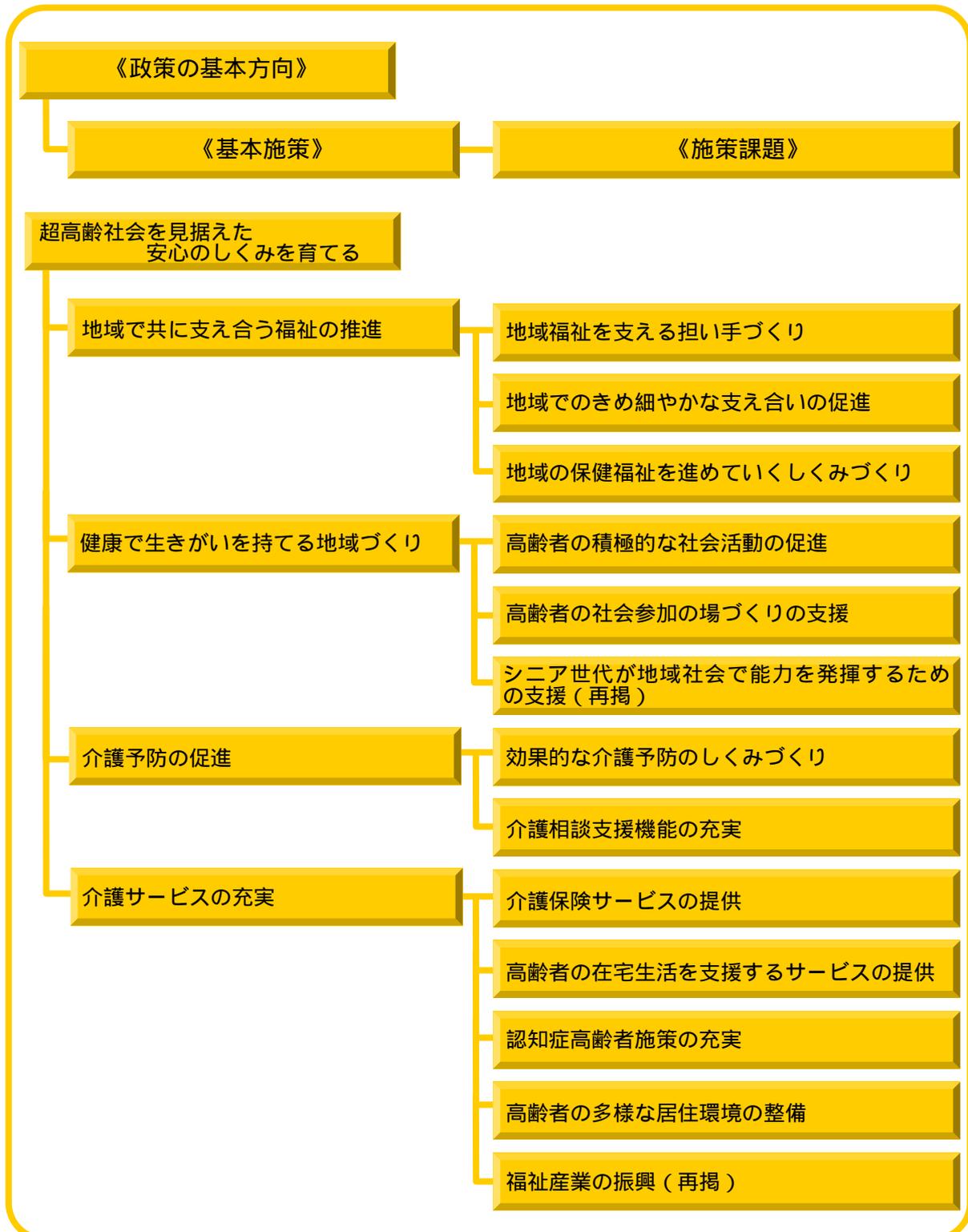
を送る上で必要な支援については、地域で活動するさまざまな担い手による、地域社会での支え合いや課題解決の取組を進め、さらに、市民生活を支援する効果的できめ細やかな施策を展開することにより、行政の責務として地域社会に必要なセーフティネットはしっかりと維持・提供していきます。

政策の基本方向

- 1 超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる P185
- 2 障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる P201
- 3 安心な暮らしを保障する P223
- 4 すこやかで健全に暮らす P231
- 5 地域での確かな医療を供給する P237

- 1 超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる

高齢者をはじめとするすべての市民が、地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉の分野で活動するさまざまな主体が相互に信頼し、連携するしくみづくりを進め、安心な市民生活を支える地域での助け合いを促進します。



【基本施策 - 1 - (1)】地域で共に支え合う福祉の推進

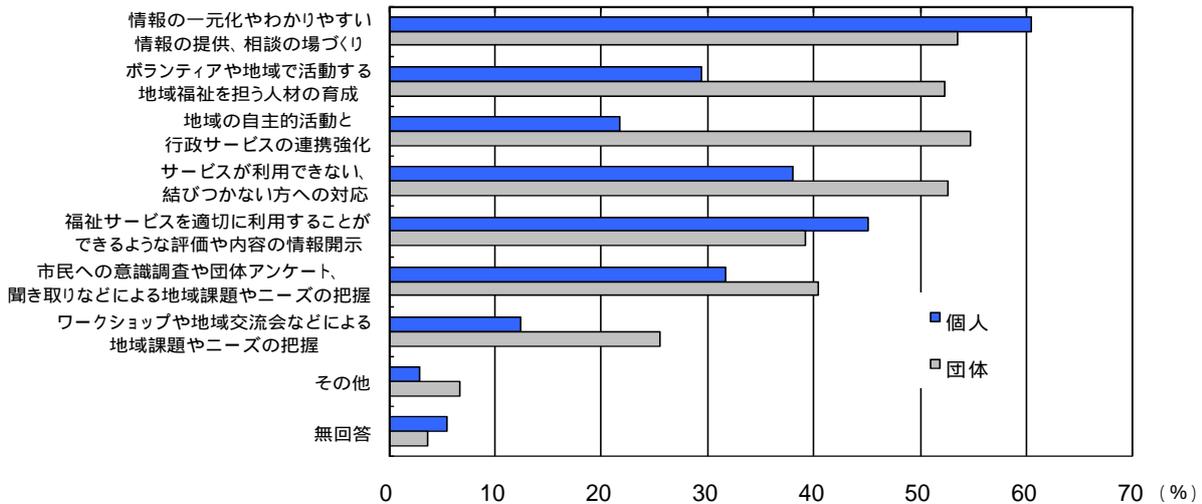
地域福祉を支える担い手づくり

現状と課題

地域住民が主体となって活動するボランティアグループをはじめとする多様な民間団体や社会福祉協議会、行政などが連携して、地域の実情にあった地域福祉を推進することが大切です。

福祉ニーズが多様化してきている中で、きめ細やかで総合的な福祉サービスを提供するための地域福祉のしくみづくりを促進する必要があります。

地域福祉の推進に向け必要な”行政”の取組



第2回地域福祉実態調査（2010年3月）

計画期間(2011～2013年度)の取組

地域住民が主体となって地域福祉を推進するため、地域ごとの課題を解決する区計画と全市的な課題を解決する市計画に基づく各種事業の一体的な取組により、第3期地域福祉計画を着実に推進するとともに、2013年度に第4期地域福祉計画を策定します。全市の地域福祉推進の拠点として中原区に設置した「総合福祉センター」において、地

域福祉情報の提供や福祉人材の育成を行います。地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等との連携を図るため、「社会福祉協議会」の機能や役割を充実します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地域福祉計画策定事業 地域福祉の推進を図るため、計画の周知や進捗状況の管理を行うとともに、3年ごとに計画を見直します。	「第2期地域福祉計画」に基づく取組の推進 「第3期地域福祉計画」の策定 総合福祉センターの管理運営	「第3期地域福祉計画」に基づく取組の推進 総合福祉センターの管理運営		「第4期地域福祉計画」の策定	「第4期地域福祉計画」に基づく取組の推進 事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
社会福祉協議会の育成 地域福祉の推進を図るとともに、 地域福祉の担い手を育成し、地域 で活動する団体等の連携を図る ため、その機能や役割を充実しま す。	社会福祉協議会の育成・支援	社会福祉協議会の育成・支援			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
福祉パルの運営	地域福祉の区の活動拠点として、活動の場の提供、福祉講座等の実施、ボランティアの育成などを行います。	事業推進
地域福祉施設ちどりの運営	各種団体や地域住民の活動の場として、会議室などの貸出を行います。	事業推進

地域でのきめ細やかな支え合いの促進

現状と課題

大規模災害時には高齢者や障害者などの災害時要援護者が大きな被害を受ける傾向にあるので、避難支援に係る取組が必要となっています。

交通事故及び労働災害などによる被災者やその遺族に対する福祉の向上が求められています。

きめ細かい地域福祉を推進するために、更生保護関係等の事務について、効率的かつ効果的な事務の執行が求められています。

中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、地域社会における生活基盤の確立と安定を図るための支援が必要です。

近年は地域でのつながりも薄れ、地域で福祉に関する課題が発生した場合に、家庭や近隣では解決できず、民生委員児童委員が引き受けざるを得ない事例が増えています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

災害時要援護者支援など各種災害援護事業の支援体制の整備を推進します。

保護司会協議会や更生保護女性連絡協議会など各種団体と連携して更生保護事業を実施します。

永住帰国した中国残留邦人等を対象として、社会生活を円滑に営むことができるよう必要な支援を行います。

民生委員児童委員協議会への適正な育成指導を図ります。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
災害救助その他援護事業 災害時要援護者支援など各種災害援護事業の支援体制の整備を図ります。	災害時要援護者避難支援制度をはじめとした災害援護事業・制度の広報 交通事故の遺族に対する弔慰金の支給 火災風水害の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給	災害時要援護者避難支援制度をはじめとした災害援護事業・制度の広報 交通事故の遺族に対する弔慰金の支給 火災風水害の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給			事業推進
更生保護事業 犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	各種団体と連携した更生保護事業の実施	各種団体と連携した更生保護事業の実施			事業推進
中国残留邦人生活支援事業 永住帰国した中国残留邦人等の生活を支援します。	永住帰国した中国残留邦人等を対象とした支援	永住帰国した中国残留邦人等を対象とした支援			事業推進
民生児童委員活動育成等事業 複雑・多様化した相談支援活動に対応できる、民生児童委員の活動のための支援を行います。	民生委員児童委員協議会への適正な育成指導	民生委員児童委員協議会への適正な育成指導			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
戦没者遺族等援護	戦没者及び戦災死者の遺族に対する慰安激励のための各種事業を実施します。	事業推進
社会福祉事業振興資金貸付金	社会福祉施設の充実のため、資金の貸付を行い、民間社会福祉施設の円滑な運営を支援します。	事業推進
民間社会福祉施設職員福利増進等事業	市内の民間社会福祉施設や事業者、従事者の育成、福利厚生などを支援します。	事業推進
日本赤十字社に関する業務	日本赤十字社が実施する人道支援を支えていくため、救急法等各種講習会の開催などの関連業務に取り組みます。	事業推進
社会福祉審議会の運営	社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項の調査及び審議を行います。	事業推進

地域の保健福祉を進めていくしくみづくり

現状と課題

社会福祉法人が安定的に福祉サービスを提供できるよう経営改善に向けた支援が求められています。

福祉サービスが、「措置」から「契約」を基本とした制度へと移行したことから、「利用者のサービスの選択」に向けた情報提供のしくみが必要となっています。

福祉総合情報システムは、稼動開始から10年が経過する中で、システムが非常に複雑化していることから、安定した運用を行うためにシステム全体の再構築が必要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

社会福祉法人の経営改善に向けて、川崎市社会福祉協議会を通じた経営相談などの支援を行います。

「福祉サービス第三者評価制度」について、ホームページ等による制度の普及啓発や評価機関・評価調査者の育成を図るなど、事業者が

提供するサービスの質の向上と利用者のニーズにあったサービスの選択性を確保します。福祉総合情報システムの再構築に向けた取組を進め、業務の一層の効率化と運用の安定を図ります。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
社会福祉法人経営改善支援事業 社会福祉法人の経営改善に向けて、川崎市社会福祉協議会を通じた支援を行い、安定的な福祉サービスの提供をめざします。	社会福祉法人経営改善支援事業の実施 経営相談 経営健全化計画 作成支援事業 社会福祉施設運営費融資事業	社会福祉法人経営改善支援事業の実施 経営相談 経営健全化計画 作成支援事業 社会福祉施設運営費融資事業			事業推進
福祉サービス第三者評価推進事業 事業者が提供するサービスについて、第三者機関による評価を実施・公表することで、サービスの質の向上と利用者の選択性を確保します。	本市の評価項目・評価手法に基づく第三者評価の実施 公設施設の第三者評価の受審 評価調査者養成研修の実施 現行評価手法の見直しに向けた検討	本市の評価項目・評価手法に基づく第三者評価の実施 公設施設の第三者評価の受審 評価調査者養成研修の実施 現行評価手法の見直しに向けた検討			事業推進
福祉総合情報システム事業 福祉総合情報システムの管理・運用を行うとともに、システムの再構築を図ります。	現行システムの継続運用 福祉総合情報システム再構築に向けた取組	現行システムの継続運用 次期システムの開発(第1段階・主要事業及び共通部) 障がい者総合福祉法(仮称)の施行等に伴う業務やシステム化の検討	次期システムの開発及び導入(第1段階・主要事業及び共通部) 障がい者総合福祉法(仮称)の施行等に伴う業務やシステム化の検討を踏まえた対応	現行システムと新システム(第1段階)の並行運用	事業推進
保健情報システム運営事業 公衆衛生業務台帳管理や医療施設等台帳管理などの保健情報システムの円滑な運用を図ります。	保健情報システムの円滑な管理・運用	保健情報システムの円滑な管理・運用			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
指導監査業務	福祉事務所等における事務の適正な実施と社会福祉法人等の適正な運営を図るため、指導監査を行います。	事業推進
医療技術者確保事業(医師等)	公衆衛生に従事する医師などの技術者を学会、専門機関へ派遣するなど専門知識・技術の向上を図ります。	事業推進

【基本施策 - 1 - (2)】健康で生きがいを持てる地域づくり

高齢者の積極的な社会活動の促進

現状と課題

本格的な高齢社会を迎える中、高齢者がそれまで培ってきた経験、知識を活かして身近な地域の中でいきいきと活動することができる

ように、生きがいづくりの支援や就業機会の確保など、社会活動を促進することが求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

NPO法人等と連携し、高齢者の生きがい・健康づくりにつながる生涯現役をテーマとした各種講座等を開催します。
元気な高齢者が地域の中で生きがいをもって社会活動を行えるよう、老人クラブの活動を支援します。
シルバー人材センターの運営などを通じて、働く意欲のある高齢者の就業機会を確保し、生きがいの増進を図るとともに、社会参加の場を提供します。

高齢者の社会活動への参加を促進するため、70歳以上の高齢者を対象として一般料金の半額で市内運行バスを利用できる高齢者外出支援乗車事業について、現行制度開始時からの状況変化を踏まえて、制度の見直しに向けた検討を進めます。
社会の発展に貢献された88歳・99歳以上の方に対し、感謝の意を表して、その長寿をお祝いする敬老祝品を贈呈します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
生涯現役対策事業 高齢者が地域でいきいきとした生活を送ることができる生きがいづくりを支援します。	「傾聴講座」、「パソコン講座」、「講演会」の開催 シニア向け情報誌「楽笑」の発行	「傾聴講座」、「パソコン講座」、「講演会」の開催 シニア向け情報誌「楽笑」の発行			事業推進
老人クラブ育成事業 老人クラブ連合会等の活動を支援し、地域社会における老人クラブの健全な発展を促進します。	老人クラブの活動に対する支援	老人クラブの活動に対する支援			事業推進
高齢者就労支援事業 希望する高齢者に仕事を提供し、就業の機会を確保し、生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。	シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保	シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保			事業推進
高齢者外出支援事業 高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進します。	高齢者外出支援乗車事業の実施	高齢者外出支援乗車事業の実施 現行制度開始時からの状況変化を踏まえた制度の見直しに向けた検討			事業推進
敬老祝事業 社会の発展に貢献された高齢者に対し感謝の意を表し、長寿をお祝いするため祝品を贈呈します。	敬老祝事業の実施 市長敬老訪問 88・99歳以上の高齢者の方への敬老祝品贈呈	敬老祝事業の実施 市長敬老訪問 88・99歳以上の高齢者の方への敬老祝品贈呈			事業推進

高齢者の社会参加の場づくりの支援

現状と課題

高齢者が、福祉施設やコミュニティスペースなど地域のふれあいや生きがいの場を活用して、高齢者同士が地域で支え合い、お互いの健康の増進を図ることや、地域社会に積極的

に参加することにより、高齢者主体の健康づくりと生きがいづくりなどの地域活動を促進するための環境を整備することが必要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

2011年度から、幸区紺屋町に御幸いこいの家を開設し、指定管理者制度による市民サービスの向上と効率的な管理運営を行います。日進町いきいきセンターについて、(仮称)川崎区内複合福祉施設への移転に向けた取組を進めます。

いこいの家及びいきいきセンターについて、各区役所と連携しながら高齢者の活動場所の提供及び介護予防に関する事業を行います。いこいの家については、効率的な老朽化対策の取組を「かわさき資産マネジメントプラン」のモデルケースとして実施します。



いこいの家における介護予防事業

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
いこいの家の運営 高齢者が地域の中で積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防拠点として高齢者の健康増進を図ります。	指定管理者による49か所の運営 御幸いこいの家の開設及び神明町いこいの家の廃止に向けた取組 高齢者の活動場所の提供及び介護予防に関する事業の実施	指定管理者による49か所の運営 御幸いこいの家の開設及び神明町いこいの家の廃止 各区役所と連携した高齢者の活動場所の提供及び介護予防に関する事業の実施 劣化調査の実施	老朽化に伴う整備方針の決定	老朽化対策の順次実施	事業推進
いきいきセンターの運営 高齢者の健康増進、教養の向上、相談などのサービスを総合的に提供し、健康で明るい生活を支援します。	指定管理者による7か所の運営 日進町いきいきセンターの(仮称)川崎区内複合福祉施設への移転に向けた取組 高齢者に関する各種事業の実施	指定管理者による7か所の運営 日進町いきいきセンターの移転に向けた取組((仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(設計)) 各区役所と連携した高齢者に関する各種事業の実施	日進町いきいきセンターの移転に向けた取組((仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(建設工事))		事業推進 日進町いきいきセンターの(仮称)川崎区内複合福祉施設への移転・開設(2014年度)
事業名	事業概要			計画期間の取組	
敬老入浴デー事業	高齢者の心身の健康増進と社会活動の促進を図るため、地域の高齢者に対し、公衆浴場を介護予防を促進するいこいの場として提供します。			事業推進	

シニア世代が地域社会で能力を発揮するための支援（再掲）

現状と課題

市内には、いわゆる団塊の世代の方々が約 6 万人おり、この世代の方々が 65 歳に達する 2012 年ごろから本格的に地域中心の生活へ移行することが見込まれており、地域社会の大きな変化が予測されています。

こうした機会をとらえ、シニア世代がこれまで培った豊富な経験・知識・能力を発揮し、地域活動の担い手として活躍するための支援に取り組んでいく必要があります。

計画期間(2011～2013 年度)の取組

シニア世代が有する豊富な経験・知識・能力を地域社会の中で発揮しながら、地域活動の

担い手として活躍することができるよう、シニア施策を着実に推進します。

具体的な事業と事業内容・目標

- 4 - (1) - [P290]

【基本施策 - 1 - (3)】介護予防の促進

効果的な介護予防のしくみづくり

現状と課題

高齢社会の進展に伴う高齢者人口の増加と比較的軽度な要支援・要介護認定者が増加している傾向にあり、高齢者の要支援・要介護状態への移行や重度化を防ぐため、効果的な介護予防のしくみづくりが必要となっています。

要支援・要介護状態となることを防ぐ地域のさまざまな取組の連携や、新たな取組が生まれる土壌づくりを行うため、介護予防について更なる普及が必要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

「介護防いきいき大作戦」事業を展開し、本市の介護予防の取組や介護予防の重要性を広めていく「いきいきリーダー」を養成します。また、健康づくり・介護予防に楽しく取り組めるように「介護防かわさき体操」の普及に取り組みます。介護予防をテーマとした講演会、ボランティア団体等の紹介や活動成果の発表会等を開催します。既存のボランティア団体等に対する支援として、いこいの家の夜間・休日開放や特別養護老人ホームの地域交流スペース等の活用を進めます。

高齢者の生きがい・健康づくりなど介護予防につながる社会参加活動を支援する「いきいきリーダー活動ポイント制度」を試行的に実施し、検証を踏まえた取組を進めます。要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の方(二次予防事業の対象者)に対し介護予防プログラムを実施します。いこいの家を介護予防拠点として、介護予防教室「いこい元気広場」を開催します。認知症・要介護高齢者の症状の進行予防のため、特別養護老人ホーム等において音楽療法を実施します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
介護防いきいき大作戦推進事業 要支援・要介護状態への移行や重度化を防ぐため、介護予防の重要性を広く市民に周知していくとともに、市民が主体的に参加できるしくみづくりを行います。	「いきいきリーダー」の養成(200人) 「介護防かわさき体操」の制作 介護予防をテーマとする講演会、ボランティア団体等の紹介・活動成果の発表会の開催 既存の団体等に対する活動の場の支援 「いきいきリーダー活動ポイント制度」の検討	「いきいきリーダー」の養成(各年200人) 「介護防かわさき体操」の普及 介護予防をテーマとする講演会、ボランティア団体等の紹介・活動成果の発表会の開催 既存の団体等に対する活動の場の支援 「いきいきリーダー活動ポイント制度」の試行実施・検証			事業推進
介護予防事業 高齢者の要支援・要介護状態への移行を防ぐため、パワーリハビリテーションなど効果的な介護予防事業を実施します。	二次予防事業(パワーリハビリテーション、栄養改善、口腔ケア)の実施 一次予防事業による「いこい元気広場」の実施	二次予防事業(パワーリハビリテーション、栄養改善、口腔ケア)の実施 一次予防事業による「いこい元気広場」の実施	第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護予防事業の実施		事業推進
高齢者音楽療法推進事業 音楽を聴いたり、演奏する効果により、認知症、要介護高齢者の症状の進行予防を図ります。	特別養護老人ホーム等において音楽療法を実施	特別養護老人ホーム等において音楽療法を実施			事業推進

介護相談支援機能の充実

現状と課題

介護保険制度における相談支援機能の充実を図るため、地域における総合的なケアマネジメントを担う地域包括支援センターの運営と

地域包括支援センターを基点とした地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

地域の高齢者の身近な相談所である地域包括支援センターについて、2011年度に2か所を増設します。2012年度以降については、「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

地域包括支援センターの各圏域において、介護予防、生活支援の観点から、各種サービスを実施している機関が連携を図り、適切なサ

ービス提供につなげるための連絡会として地域単位の「地域包括ケア連絡会議」を開催し、その中で地域課題の集約、処遇困難ケースの対応や支援方法を検討していきます。

「地域ケア推進会議」及び「地域ケア連絡会議」を開催し、区及び全市における地域ケア体制の充実を図っていきます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地域包括支援センターの運営 高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助、支援を包括的にを行います。	地域包括支援センターの設置(全市で計47か所) 地域包括ケア連絡会議の開催 地域ケア推進会議の運営 介護保険運営協議会地域包括支援センター部会の運営	地域包括支援センターの設置(全市で49か所) 地域包括ケア連絡会議の開催 地域ケア推進会議の運営 介護保険運営協議会地域包括支援センター部会の運営	第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく地域包括支援センターの充実		事業推進

【基本施策 - 1 - (4)】介護サービスの充実

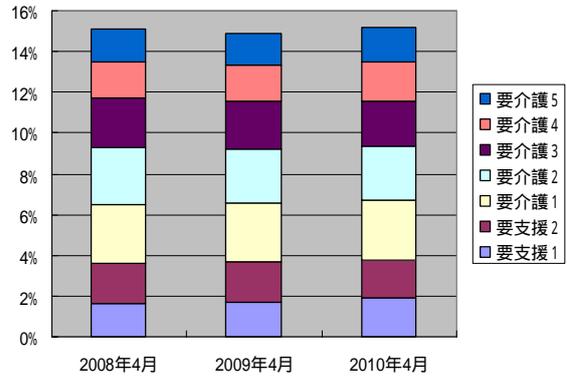
介護保険サービスの提供

現状と課題

介護保険制度については、住み慣れた地域や住まいで自らサービスを選択し、自らの能力を最大限発揮して、尊厳ある自立した生活を送るための制度として、2000年に創設され、高齢化率の上昇と要介護者の増加に対応するため、2006年に予防重視型システムへと転換が図られました。

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中で、高齢者の尊厳を保持し、自立支援を一層進めていくためのサービス提供のあり方が課題となっており、2011年に介護保険法の改正が予定されています。

本市における要介護度別出現率
(高齢者人口に対する認定者数)の推移



(本市調べ)

計画期間(2011~2013年度)の取組

加齢による病気等で要支援、要介護状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等が必要な方に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供します。

介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り在宅で自立した日常生活が営めるように、今後の制度改正を踏まえながら、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
介護サービス給付事業 加齢による病気等で要支援、要介護状態になった方に、介護、看護、療養上の管理等の必要な保健医療サービス及び福祉サービスを適切に提供します。	保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付の提供	保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付の提供 介護保険制度の改正に伴う対応の検討	新たな介護保険制度に基づく取組の推進		事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
要介護認定業務	被保険者が介護サービスを受けるために必要な要介護度などの認定を、迅速・的確に行います。	事業推進
福祉人材確保対策事業	質の高い看護を提供する訪問看護師の養成など、人材確保に向けた取組を進めます。	事業推進
保険料徴収業務	安定した介護保険制度運営のため、被保険者に賦課した保険料を適正・確実に徴収します。	事業推進
給付適正化事業	介護給付費の支給及び給付の適正化を推進することによって、制度の適正運営に努めます。	事業推進
介護保険低所得利用者負担対策事業	介護保険利用料負担が困難な低所得者等を対象に、利用料負担の一部を軽減することによって、生活の安定を図ります。	事業推進

高齢者の在宅生活を支援するサービスの提供

現状と課題

高齢者が安心して住み慣れた地域でいつまでも生活ができることを目的とした事業を推進し、高齢者それぞれの状態に応じた、生活や介護を支援するサービスを提供することが必要です。

介護予防の観点から、生活支援サービスや要介護高齢者に対する介護支援サービスを実施することにより、家族介護者の負担軽減を図るほか、ひとり暮らし高齢者が、安心して在宅生活を送ることができるような環境整備が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

高齢者等実態調査を踏まえ、2012年度から2014年度までの「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、これを推進することにより、介護保険制度などの円滑な運営や、計画的・効果的な高齢者福祉サービスの提供を推進します。
介護保険の給付サービスだけでは在宅生活を営むことが困難な65歳以上で要介護1以上の高齢者に対して家事等の生活援助サービスを行うホームヘルパー派遣事業を実施します。

要介護1以上で、寝たきり、認知症など食事の支度などに支障のある65歳以上の高齢者に対し、配食サービスを通して安否確認を実施します。
65歳以上の在宅要介護高齢者等に紙おむつや日常生活用具を給付することにより、高齢者の地域での安心した在宅生活を支援します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
高齢者保健福祉計画等策定事業 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、計画に基づく事業を推進します。	「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けたニーズ調査として「高齢者実態調査」の実施	「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定	「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく事業推進	「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けたニーズ調査として「高齢者実態調査」の実施	事業推進
要介護者生活支援ヘルパー派遣事業 介護保険の給付サービスでは在宅生活の維持が困難な高齢者に対して、生活援助を行うヘルパーを派遣します。	要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の実施	要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の実施			事業推進
高齢者生活支援型食事サービス事業 毎日の食事に支障のある寝たきり等の高齢者に対し、食事の宅配と安否の確認を行います。	高齢者生活支援型食事サービス事業の実施	高齢者生活支援型食事サービス事業の実施			事業推進
日常生活用具給付事業 在宅要介護高齢者等に紙おむつなどを支給し、介護者の負担を軽減します。	紙おむつ給付の実施 日常生活用具の給付の実施 寝具乾燥事業の実施	紙おむつ給付の実施 日常生活用具の給付の実施 寝具乾燥事業の実施			事業推進



事業名	事業概要	計画期間の取組
高齢者外出支援事業(再掲)	高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進します。	事業推進
訪問理美容サービス事業	在宅で生活している要介護高齢者の自宅を理美容師が訪問して、理美容サービスを実施することにより、清潔で快適な在宅生活を送れるよう支援します。	事業推進
高齢者緊急一時入所事業	在宅高齢者が一時的に生活が困難な場合に、特別養護老人ホーム等に一時入所できる体制を整えます。	事業推進
在宅福祉・医療サービスの推進事業	医療依存度の高い高齢者に対し、一時的に医療機関への入院や介護老人保健施設への入所を行うとともに、かかりつけ医のいない高齢者への往診を通じて在宅生活の継続を図ります。	事業推進
歯科診療事業	在宅の寝たきり高齢者に対し、歯科保健センター等における施設診療、ポータブル診療器による訪問診療を実施します。	事業推進
ひとり暮らし支援サービス事業	家族の介護を期待できない、ひとり暮らしの高齢者に見守りサービスや緊急通報システムを設置するなどのサービスを提供します。	事業推進
老人保護措置	身体、精神又は生活環境及び経済的な理由による、在宅生活困難者の老人ホームへの入所措置などを行います。	事業推進
外国人高齢者支援事業	戦前に来日した外国人市民に対し、外国人高齢者福祉手当を支給し、福祉の向上を図ります。	事業推進
老人福祉普及事業	老人スポーツ大会の実施や福寿手帳の交付を通じて、地域交流の促進と高齢者福祉についての理解と関心の向上を図ります。	事業推進

認知症高齢者施策の充実

現状と課題

今後ますます増加することが見込まれる認知症高齢者の支援に向けて、市民、介護サービス事業者、医師などに認知症に関する知識の普及を図り、それぞれの役割に応じた取組により、地域での支援体制の構築を図る必要があります。

「徘徊」などへの迅速な対応が必要となっており、地域での早期対応や早期発見の体制、

警察など専門機関との連携が必要となっています。

権利擁護に向けた取組として、成年後見制度の利用支援や、高齢者虐待の防止に向けた取組の強化が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

各区あんしんセンターの円滑な運営に取り組み、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの安定的な制度運営を進めます。

認知症コールセンターを円滑に運営し、認知症に関する相談支援体制や、認知症高齢者家族介護者に対する支援体制の整備を進めます。

認知症介護指導者養成研修や認知症サポート医養成研修など各種研修事業を実施します。福祉と医療が一体となった相談・支援体制のあり方について検討を進めます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
あんしんセンターの運営 福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用支援を一体的に運用し、認知症高齢者等の権利擁護を図ります。	各区における「あんしんセンター」の運営(7か所) 成年後見制度連絡会による、成年後見制度の普及に向けた取組	各区における「あんしんセンター」の運営(7か所) 成年後見制度連絡会による、成年後見制度の普及に向けた取組			事業推進
認知症高齢者対策事業 認知症に関する普及啓発や徘徊高齢者SOSネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。	認知症コールセンターの設置、運営 認知症介護指導者養成研修、認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施 徘徊等へ対応したネットワークの充実	認知症コールセンターの円滑な運営、普及に向けた取組 認知症介護指導者養成研修、認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施 徘徊等へ対応したネットワークの充実 福祉と医療が一体となった相談・支援体制のあり方検討			事業推進

高齢者の多様な居住環境の整備

現状と課題

高齢化率が2015年には19.3%、2030年には22.5%と急速な高齢化の進行が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、地域居住の実

現に向け、自助、共助、公助のバランスのとれた多様な居住環境の整備が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、地域居住の実現に向けて、特別養護老人ホーム、介護老人保

健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホームなど、多様な居住環境の基盤整備を進めます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
介護サービスの基盤整備事業 多様な主体・手法により特別養護老人ホームや介護老人保健施設など介護保険制度における基盤整備を進めます。	特別養護老人ホーム整備促進プランの必要整備数の検証 特別養護老人ホームの整備推進 合計37か所2,964床	特別養護老人ホームの整備推進 合計42か所3,367床程度(～含む) 西菅地区(29床)開所 下小田中地区(29床)開所 宿河原西地区(80床)開所 東小倉地区(100床)増床 南幸町地区(136床)開所 小向仲野町地区(29床程度)開所 河原町地区(150床程度)整備着手 2か所(定数100床程度)整備着手	河原町地区(150床程度)開所 2か所(定数100床程度)開所 白山地区(130床程度)整備着手 虹ヶ丘地区(29床程度)整備着手 1か所(定数120床程度)整備着手 1か所(定数100床程度)整備着手 1か所(定数29床程度)整備着手	白山地区(130床程度)開所 虹ヶ丘地区(29床程度)開所 1か所(定数120床程度)開所 1か所(定数100床程度)開所 1か所(定数29床程度)開所	事業推進
	介護老人保健施設の整備推進 合計17か所2,001床	介護老人保健施設の整備推進 合計17か所2,001床 1か所(定数120床程度)整備着手	合計18か所2,121床程度(含む) 1か所(定数120床程度)開所 1か所(定数120床程度)整備着手	合計19か所2,241床程度(含む) 1か所(定数120床程度)開所	
	地域密着型サービスの整備推進	地域密着型サービスの整備推進 小規模多機能型居宅介護12か所 認知症高齢者グループホーム28ユニット	第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスの整備推進		



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
養護・軽費老人ホームの運営 家庭環境等の理由により居宅で生活することが困難な高齢者が低額な料金で入居することで、安心した生活を支援します。	民間施設への支援 福寿荘の運営、入居者の転居等への対応	民間施設への支援 福寿荘の運営、入居者の転居等への対応		福寿荘の廃止	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
川崎市老人福祉施設事業協会の運営	高齢者福祉施設間相互の連絡調整を行うことなどにより、各施設のバランスのとれた施設運営や入居者の処遇向上などを促進します。	事業推進
民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興	社会福祉法人が設置運営する特別養護老人ホームなどの入所者の処遇改善、施設経営の健全化を図るため支援を行います。	事業推進
高齢者住宅対策事業	低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の緊急的な住宅確保の際の転居支援や、要介護・要支援の高齢者が在宅で安全な生活が続けられるよう住宅改造費の助成などを行います。	事業推進

福祉産業の振興（再掲）

現状と課題

少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化などにより、市民の暮らしにおいて、福祉などの生活・文化面における質の豊かさ、充実が重視されるようになってきているため、市民ニーズ、社会環境の変化に応じた新たな成長

産業の振興・育成を図っていく必要があります。
 高齢化社会の到来により、中国・アジアでは、福祉製品のニーズが高まっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

かわさき基準推進協議会を運営し、かわさき基準(KIS)の理念の普及、認証事業の実施、認証福祉製品普及事業、福祉・産業人材育成事業を実施し、市内中小企業の福祉産業への参入を促進することにより、KISの普及・ブランド化を図ります。
 市内中小企業の持つ技術が、福祉産業振興に活かされるよう試作品の製作から開発、販路開拓までの一連の支援を行います。

中国・アジア福祉産業連携モデル事業などにより、川崎発福祉製品がアジアでも普及できるよう支援を行います。
 モデルエリア事業において、セミナーを開催するほか、KIS認証福祉製品の展示を行い普及促進することにより、福祉サービスの高度化を図ります。

具体的な事業と事業内容・目標 - 2 - (2) - [P394]

- 2 障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる

障害者が、地域の中で共に暮らすことのできる社会の実現をめざし、市民、ボランティア、福祉産業、行政などの連携による支え合いのしくみを構築し、自立と社会参加を促進するとともに、就労に向けた機会の確保を図ります。



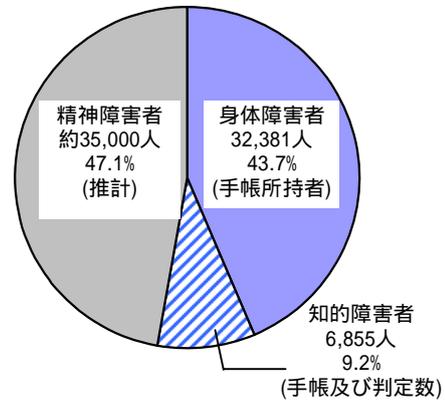
【基本施策 - 2 - (1)】障害への理解と支え合いの促進

障害を正しく理解するための啓発促進

現状と課題

障害者が安心して暮らせる社会をめざして、障害に対する正しい知識を普及することや、障害者や障害者団体などの活動を支える人材を育成することが求められています。市民のこころの健康の保持・増進に向けたメンタルヘルスに関する普及啓発のほか、新たな障害、犯罪被害、災害時の心のケアなどへの理解と知識の普及が求められています。

市内障害者の内訳（2010年5月現在）



(本市調べ)

計画期間(2011～2013年度)の取組

市民への障害に関する情報提供、障害者との交流の場の提供、正しい知識の普及啓発を目的とした講座の開催などにより、障害に対する正しい理解の促進を図ります。

メンタルヘルスや精神疾患に関する正しい知識のほか、精神障害者に対する理解の促進を図るため、講演会の開催、リーフレットや冊子等を活用した普及啓発に取り組みます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
精神保健福祉に関する業務 市民の精神的健康の保持・増進や精神障害理解のため、メンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を図ります。	メンタルヘルス関連の講演会・シンポジウムの実施	メンタルヘルス関連の講演会・シンポジウムの実施			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
身体障害者福祉会館運営事業	身体障害者への助言・指導業務や各種講習会の実施、ボランティアの育成・援助活動を通じ、身体障害者の地域活動の促進を図ります。	事業推進
精神保健事業(再掲)	保健福祉センターを中心とした相談、講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。	事業推進
障害者ふれあいショップ運営事業(再掲)	公共施設に喫茶室などを設置し、障害者を雇用することにより、社会参加の促進を図ります。	事業推進
障害者社会参加促進事業(再掲)	生活、余暇活動の支援、障害者への理解を促進する普及・啓発、相談支援事業等を実施し、障害者の自立生活を支援します。	事業推進

障害者を支える人材の育成

現状と課題

障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するためには、高度な専門的知識や技術等を有する人材の育成が求められています。障害特性に応じた適切なサービスを提供するため、サービス提供事業者の支援技術の向上や職員の養成が必要です。

聴覚障害者への情報提供やコミュニケーションにおいて必要とされる手話通訳者や要約筆記者の登録者数の減少と、その資質の向上が課題となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

リハビリテーション福祉センターや療育センターの専門職研修の実施や学会への参加により、職員の意識高揚と資質向上を図ります。居宅介護や移動支援等のサービス提供事業者の職員に対して、適切な支援を提供するために必要な基礎的知識や技術の習得を目的とした研修を実施し、職員の質の確保とサービス水準の向上を図ります。

相談支援事業所や保健福祉センター等の相談支援に従事する職員を対象として、体系的な研修システムに基づく研修を実施します。聴覚障害者のコミュニケーション支援に必要な手話通訳者・要約筆記者など専門的な技術を取得した人材を育成します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
専門職員確保対策 障害児・者施設専門職員に効果的な研修を実施し資質の向上を図り、利用者に対して質の高いサービスを提供します。	理学療法士、作業療法士、看護師等専門職員への研修	理学療法士、作業療法士、看護師等専門職員への研修			事業推進
在宅障害福祉サービス事業(再掲) 障害者の日常生活を支援する介護給付や移動支援事業などのサービスを実施します。	生活ニーズや障害特性等に配慮した居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、生活サポートの提供 重度訪問介護、移動支援事業等従事者等の養成研修の実施	生活ニーズや障害特性等に配慮した居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、生活サポートの提供 重度訪問介護、移動支援事業等従事者等の養成研修の実施			事業推進
障害者支援制度実施事業(再掲) 障害者への相談支援の実施や、障害者自立支援協議会の運営を通じ、障害者の自立をめざします。	相談支援事業所の運営 相談支援専門員、サービス管理責任者の養成 障害者自立支援協議会の運営 障害程度区分認定審査会の実施	相談支援事業所の運営 相談支援専門員、サービス管理責任者の養成 障害者自立支援協議会の運営 障害程度区分認定審査会の実施			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
聴覚障害者情報文化センターの運営(再掲)	聴覚障害者への手話通訳者などの派遣や養成、各種の情報提供により、社会参加の促進を図ります。	事業推進

障害者を地域で支える支援団体等のネットワークの構築

現状と課題

障害のある人もない人も、地域の中で共に暮らすという、共生社会（ノーマライゼーション）を実現するためには、障害当事者の多様

な参画や障害のある人の地域生活を支える社会資源のネットワーク化が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

障害者の人権が擁護され、差別されないことのない地域社会をつくるための施策を、障害のある人自身の意見と参画を前提としながら推進する上で、中心的な役割を果たす障害者団体の育成と運営体制の強化を進めます。

障害者の地域生活を支える、多様な社会福祉資源の活用とネットワークを構築するため、NPO 法人やボランティア組織などとの連携を推進します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
障害者団体育成等事業 障害者の自立と福祉を目的とする障害者団体の育成と組織強化を図り、自主活動を支援します。	障害者団体の育成、障害者施設関連団体の育成・運営に係る支援 制度変更等の情報提供	障害者団体の育成、障害者施設関連団体の育成・運営に係る支援 制度変更等の情報提供			事業推進
事業名	事業概要			計画期間の取組	
心身障害者福祉事業基金事業	市民と行政の共同で積み立てた基金を活用し、市内の社会福祉法人や団体の実施する在宅心身障害者援護活動等を支援します。			事業推進	

【基本施策 - 2 - (2)】障害者の地域生活支援の充実

在宅サービスの充実

現状と課題

障害者等の日常生活支援が円滑に行われるよう、訪問系サービスによる居宅介護、行動介護、重度訪問介護や地域生活支援事業による移動支援、生活サポートのサービス水準の維持を図ることが求められています。

障害者等の地域での自立した生活を支援するため、相談支援事業の充実が求められています。

発達障害、高次脳機能障害といった新たな対象者層の拡大、アウトリーチ機能の必要性、病状悪化時の対応等、精神障害者特有の支援が課題となっており、支援機関の強化を図る必要があります。

障害児施策に関する児童福祉法等の改正に的確に対応する必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

障害者の日常生活を支援するため、身体介護、家事援助などの介護給付や、移動支援事業、生活サポート事業を実施します。

障害者の相談支援体制の整備、障害者自立支援協議会の運営などを通じて、障害者が地域で自立した在宅生活を継続できるよう支援します。

在宅障害児・者の介護にあたる家族の緊急時等に障害児・者が施設や医療機関に短期入所ができるよう必要な支援を行います。

こども文化センターや特別支援学校等の公設施設を利用して、障害のある中高生の放課後や、夏休みなどの長期休暇中の居場所を提供し、児童と保護者の地域生活を支援します。改正児童福祉法に基づき、在宅障害児の支援施策の見直しを検討するとともに、事業体系の再構築及び所要の対応を図ります。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
在宅障害福祉サービス事業 障害者の日常生活を支援する介護給付や移動支援事業などのサービスを実施します。	生活ニーズや障害特性等に配慮した居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、生活サポートの提供 重度訪問介護、移動支援事業等従事者等の養成研修の実施	生活ニーズや障害特性等に配慮した居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、生活サポートの提供 重度訪問介護、移動支援事業等従事者等の養成研修の実施			事業推進
障害者支援制度実施事業 障害者への相談支援の実施や、障害者自立支援協議会の運営を通じ、障害者の自立をめざします。	相談支援事業所の運営 相談支援専門員、サービス管理責任者の養成 障害者自立支援協議会の運営 障害程度区分認定審査会の実施	相談支援事業所の運営 相談支援専門員、サービス管理責任者の養成 障害者自立支援協議会の運営 障害程度区分認定審査会の実施			事業推進
障害者ショートステイ事業 在宅の障害児・者を介護する家族が一時的に介護困難になった際、施設等への短期入所を行います。	障害者ショートステイ事業の実施	障害者ショートステイ事業の実施			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
障害児タイムケア事業 障害のある中高生の放課後や長期休暇中の余暇活動等の場を提供し、児童と保護者の地域生活を支援します。	「障害児タイムケアモデル事業」の実施	「障害児タイムケアモデル事業」の実施 改正児童福祉法に基づく放課後支援に関する事業体系の再構築及び所要の対応	事業体系の再構築を踏まえた事業実施	→	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
精神障害者地域生活促進対策事業	社会的入院の解消を図るため、自立支援員が退院までの支援と退院後の地域生活を支援するネットワークづくりを行います。	事業推進
障害者(児)日中一時支援事業	在宅の障害児・者の介護を一時的に代行する団体を支援することにより、介護家族などの心身の疲労回復を図ります。	事業推進
重度障害者在宅生活支援事業	入浴支援や訪問看護などを行うことにより、重度障害者の保健衛生の向上、家族の介護負担の軽減等を図ります。	事業推進
心身障害児(者)歯科治療事業	一般の歯科診療所での受診が困難な重度の在宅障害者が、歯科治療を受診できる体制を整備します。	事業推進
精神科救急医療対策事業	自傷他害のおそれのある精神障害者に対して診察を行い、措置入院の必要性を判断し、医療と保護を実施します。また、精神症状の悪化等で入院が必要な方に医療機関の紹介を行います。	事業推進
重度障害者医療費助成事業(再掲)	重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより、重度障害者の福祉の増進を図ります。	事業推進

日中活動の場の整備と充実

現状と課題

障害者の地域社会における自立と社会参加の促進が円滑に行われるよう、生活介護、就労継続支援、地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、サービスを充実していくことが求められています。

増加傾向にある特別支援学校等の卒業生の進路対策として日中活動の場の整備を計画的に推進する必要があります。

国において、障害福祉制度全般に関わる見直しを検討していることから、障害者の日中活動系サービスに係る国制度の動向等を注視していく必要があります。

計画期間(2011～2013度)の取組

2011年度から、新たに御幸日中活動センターを開設し、重度障害者の日中活動の場を提供します。

障害者個々のニーズや障害状況に応じた日中活動の場を確保し、必要なサービス提供を行います。また、障害者自立支援法等の見直しにあわせて、障害者施設運営費補助について見直しに向けた検討を進めます。

特別支援学校等を卒業後、福祉施設でのサービスを希望する方に対し、本人の意向や障害の状況に応じた介護や訓練等のサービスを提供するため、障害者通所事業所整備計画に基づき日中活動の場の整備を推進します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
施設障害福祉サービス事業 障害者の日中活動の場を提供する通所施設及び居住の場である入所施設に対し自立支援給付費等を支給し、施設の活動を支援します。	御幸日中活動センターの整備 生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練等の日中活動サービスの提供 特別支援学校卒業生対策の推進 障害者自立支援法等の見直しにあわせて障害者施設運営費補助の見直しに向けた検討	御幸日中活動センターの開設・運営 生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練等の日中活動サービスの提供 特別支援学校卒業生対策の推進 障害者自立支援法等の見直しにあわせて障害者施設運営費補助の見直しに向けた検討	御幸日中活動センターの運営		事業推進
障害福祉サービスの基盤整備事業 障害者が一人ひとりの希望や障害の状況に応じた適切なサービスを受けながら、いきいきと安心して暮らすための多様なサービス基盤の整備と支援体制を確保します。	障害者通所事業所整備計画の策定 南部地域における入所施設の検討	障害者通所事業所整備計画に基づく日中活動の場の整備 整備着手2か所 中原区 多摩区 南部地域における入所施設の検討	開所2か所 中原区 多摩区 整備着手1か所 麻生区	開所1か所 麻生区 整備着手3か所 幸区 宮前区 (宮前連絡所機能再編) 川崎区 (公害研究所跡地)	事業推進 開所(2014年度)2か所 幸区 宮前区 (宮前連絡所機能再編)



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
わーくすの運営(再掲) 就労支援施設として、就労移行支援、就労継続支援及び相談支援事業を実施します。	就労移行支援、就労継続支援B型及び相談支援の実施 わーくす日進町の(仮称)川崎区内複合福祉施設への移転に向けた取組	就労移行支援、就労継続支援B型及び相談支援の実施 わーくす日進町の移転に向けた取組((仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(設計))	わーくす日進町の移転に向けた取組((仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(建設工事))		事業推進 わーくす日進町の(仮称)川崎区内複合福祉施設への移転・開設(2014年度)

事業名	事業概要	計画期間の取組
地域活動支援センター運営等補助金	地域活動支援センターの活動を支援し、障害者の日中活動の場を確保します。	事業推進
身体障害者福祉会館運営事業(再掲)	身体障害者への助言・指導業務や各種講習会の実施、ボランティアの育成・援助活動を通じ、身体障害者の地域活動の促進を図ります。	事業推進

地域生活移行型施設への転換と居住支援の充実

現状と課題

ノーマライゼーション理念の普及とともに、障害者施策は、施設支援から地域生活支援へと転換が図られており、地域での自立生活を推進するためには、生活の場となるグループホーム・ケアホームの新設・増設を計画的に実施していくことが求められています。重度重複障害者や加齢に伴い身体機能が低下した高齢障害者等が増加傾向にある中で、グループホーム・ケアホームの生活空間でのバリアフリー化対応や医療的ケア、緊急時対応

等を含めた支援体制の確保が求められています。

障害児施策に関する児童福祉法等の改正に的確に対応する必要があります。

地域生活が困難な重度障害者に対し、入所により介護や訓練等を行う機能と、地域生活を送る障害者を支援する機能とをあわせ持つ入所施設が、本市の北部及び中部地域に偏在しています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

第3次かわさきノーマライゼーションプランについて着実な推進を図るとともに、2011年度に第3期障害福祉計画を策定します。地域移行を推進するため、地域での生活の場となるグループホーム・ケアホームの定員拡充に向けた取組を推進するとともに、バリアフリー化への対応や障害特性に応じた支援ができるよう取組を進めます。児童福祉法に基づく施設に入所している障害児の処遇向上を図るための費用負担を軽減す

るほか、健全で安定した施設運営が図られるよう取り組みます。

また、改正児童福祉法に基づき、本市の障害児施策体系の再構築を行うとともに所要の対応を図ります。

障害者の入所施設が、本市の北部及び中部地域に偏在している現状を踏まえ、南部地域における入所施設について検討します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
障害者福祉施設立案事業 障害福祉計画の策定と、計画に基づく障害福祉サービスの推進を図ります。	第3次かわさきノーマライゼーションプランに基づく取組の推進	第3次かわさきノーマライゼーションプランに基づく取組の推進 第3次かわさきノーマライゼーションプランのうち第3期障害福祉計画の策定	改正第3次かわさきノーマライゼーションプランに基づく取組の推進	(仮称)第4次かわさきノーマライゼーションプランの策定	(仮称)第4次かわさきノーマライゼーションプランに基づく取組の推進
障害者グループホーム事業 障害者の日常生活を支援し、共同で生活するグループホームの運営を支援します。	グループホーム等の定員拡充、バリアフリー化に向けた取組 障害特性に応じた支援を行うための取組	グループホーム等の定員拡充、バリアフリー化に向けた取組 障害特性に応じた支援を行うための取組			事業推進
障害児施設事業 施設を利用している障害児の処遇向上を支援することなどにより、施設運営の健全化を図ります。	児童福祉法に基づく障害児施設給付費及び医療費の給付 施設措置費の支弁 処遇改善費の給付 利用者負担を軽減するための助成の実施	児童福祉法に基づく障害児施設給付費及び医療費の給付 施設措置費の支弁 処遇改善費の給付 利用者負担を軽減するための助成の実施 改正児童福祉法に基づく施策体系の再構築及び所要の対応	改正児童福祉法に基づく事業実施		事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
障害福祉サービスの基盤整備事業(再掲) 障害者が一人ひとりの希望や障害の状況に応じた適切なサービスを受けながら、いきいきと安心して暮らすための多様なサービス基盤の整備と支援体制を確保します。	障害者通所事業所整備計画の策定 南部地域における入所施設の検討	障害者通所事業所整備計画に基づく日中活動の場の整備 整備着手2か所 中原区 多摩区 南部地域における入所施設の検討	開所2か所 中原区 多摩区 整備着手1か所 麻生区	開所1か所 麻生区 整備着手3か所 幸区 宮前区 (宮前連絡所機能再編) 川崎区 (公害研究所跡地)	事業推進 開所(2014年度) 2か所 幸区 宮前区 (宮前連絡所機能再編)
施設障害福祉サービス事業(再掲) 障害者の日中活動の場を提供する通所施設及び居住の場である入所施設に対し自立支援給付費等を支給し、施設の活動を支援します。	御幸日中活動センターの整備 生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練等の日中活動サービスの提供 特別支援学校卒業生対策の推進 障害者自立支援法等の見直しにあわせた障害者施設運営費補助の見直しに向けた検討	御幸日中活動センターの開設・運営 生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練等の日中活動サービスの提供 特別支援学校卒業生対策の推進 障害者自立支援法等の見直しにあわせた障害者施設運営費補助の見直しに向けた検討	御幸日中活動センターの運営	事業推進	

事業名	事業概要	計画期間の取組
身体障害者医療等支給事業	身体障害者に対し自立支援医療、補装具給付事業などのサービスを提供します。	事業推進
障害者支援施設めいぼうの運営	障害者支援施設めいぼうにおいて、運営生活介護や就労継続支援B型・自立訓練(生活訓練)・施設入所支援を行います。	事業推進
しいのき学園の運営	短期入所を含め知的障害児を入所させ、地域社会で自立生活を送れるよう健全育成のための必要な援助を行います。	事業推進
社会復帰棟の管理運営	リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備と整合を図りながら、障害者生活訓練施設を運営します。	事業推進
福祉ホーム事業	住居を必要とする障害者に低額な料金で居室等の提供と生活指導を実施します。	事業推進

「リハビリテーション福祉・医療センター」、 「福祉センター」の再編整備

現状と課題

障害児の発達支援及び障害者の自立と社会参加を支援するための中核施設である、中原区井田地区の「リハビリテーション福祉・医療センター」について、施設の老朽化と耐震強度不足への対応が急務であり、専門的かつ総合的なリハビリテーションサービスの提供、地域生活支援型施設への機能転換等をめざした再編整備を進めています。

児童、高齢者、障害者等が利用している福祉施設である、川崎区日進町地区の「福祉センター」については、施設の老朽化等への早急な対応が必要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画に基づき、(仮称)中央療育センター(現中部地域療育センター及びしいのき学園)、重度障害者等生活施設、(仮称)中央リハビリテーションセンター及び(仮称)中部児童養護施設の整備を進めます。また、各施設の再編整備にあわせて、管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。

福祉センター再編整備基本計画に基づき、(仮称)川崎区内複合福祉施設を福祉センターグラウンド等用地に整備するとともに、市立川崎高校の再編整備にあわせて南部地域療育センターの移転整備を進めます。また、各施設の再編整備にあわせて、指定管理者制度の導入に向けた取組を進めます。福祉センター跡地を福祉ゾーンとしての活用を図る「跡地活用施設整備基本計画」を策定します。

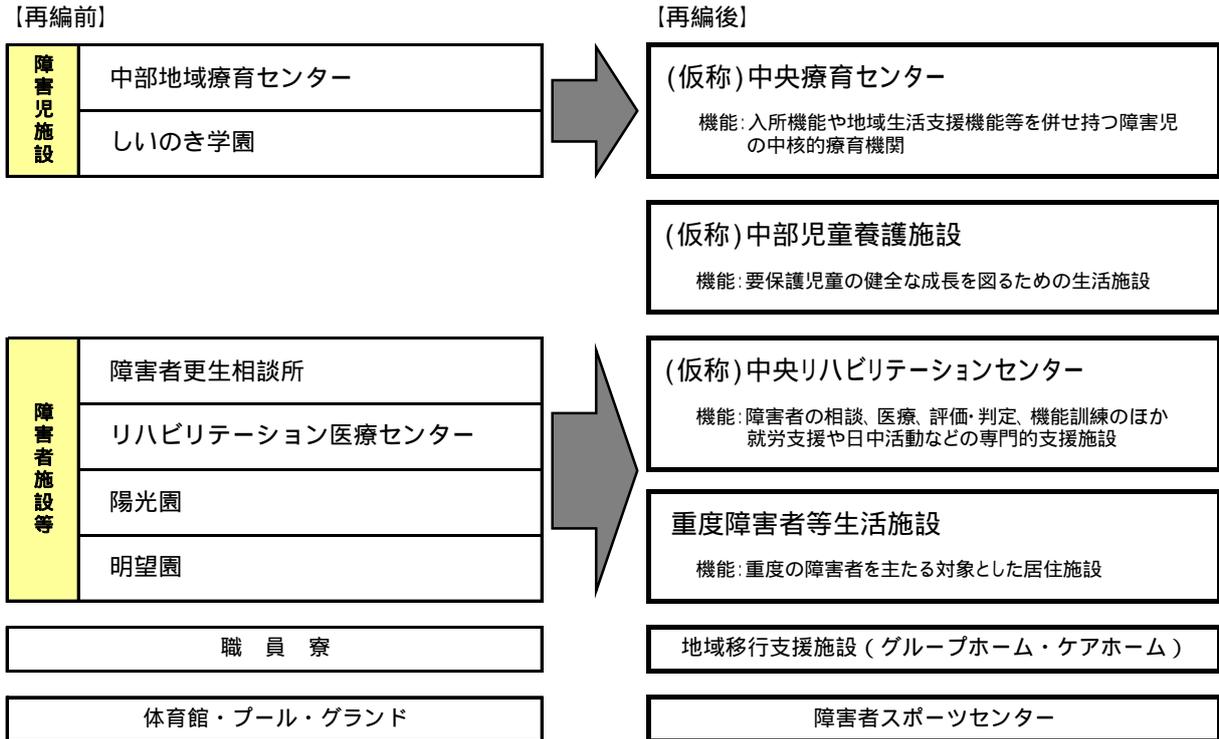
具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
総合リハビリテーションセンター整備事業 障害者の地域生活を支援するため、また施設の老朽化等に対応するため、リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備を進めます。	(仮称)中央療育センター通所部門の整備 重度障害者等生活施設の整備(設計) 「要保護児童施設整備の基本方針」に基づく取組の推進	(仮称)中央療育センター通所部門の開設・運営 (仮称)中央療育センター入所部門の整備(建設工事着手) 重度障害者等生活施設の整備(設計、建設工事着手) (仮称)中部児童養護施設の整備(基本計画) 各施設の再編整備にあわせて管理運営体制の再構築に向けた取組	(仮称)中央療育センター通所部門の運営 (仮称)中央療育センター入所部門の整備(完成) 重度障害者等生活施設の整備(完成) (仮称)中央リハビリテーションセンターの整備(設計) (仮称)中部児童養護施設の整備(基本・実施設計)	(仮称)中央療育センター入所部門の開設・運営 重度障害者等生活施設の開設・運営 (仮称)中央リハビリテーションセンターの整備(設計、建設工事着手) (仮称)中部児童養護施設の整備(建設工事)	事業推進 障害者スポーツセンター整備に向けた取組 (仮称)中央リハビリテーションセンターの開設 (仮称)中部児童養護施設の開設(2014年度)

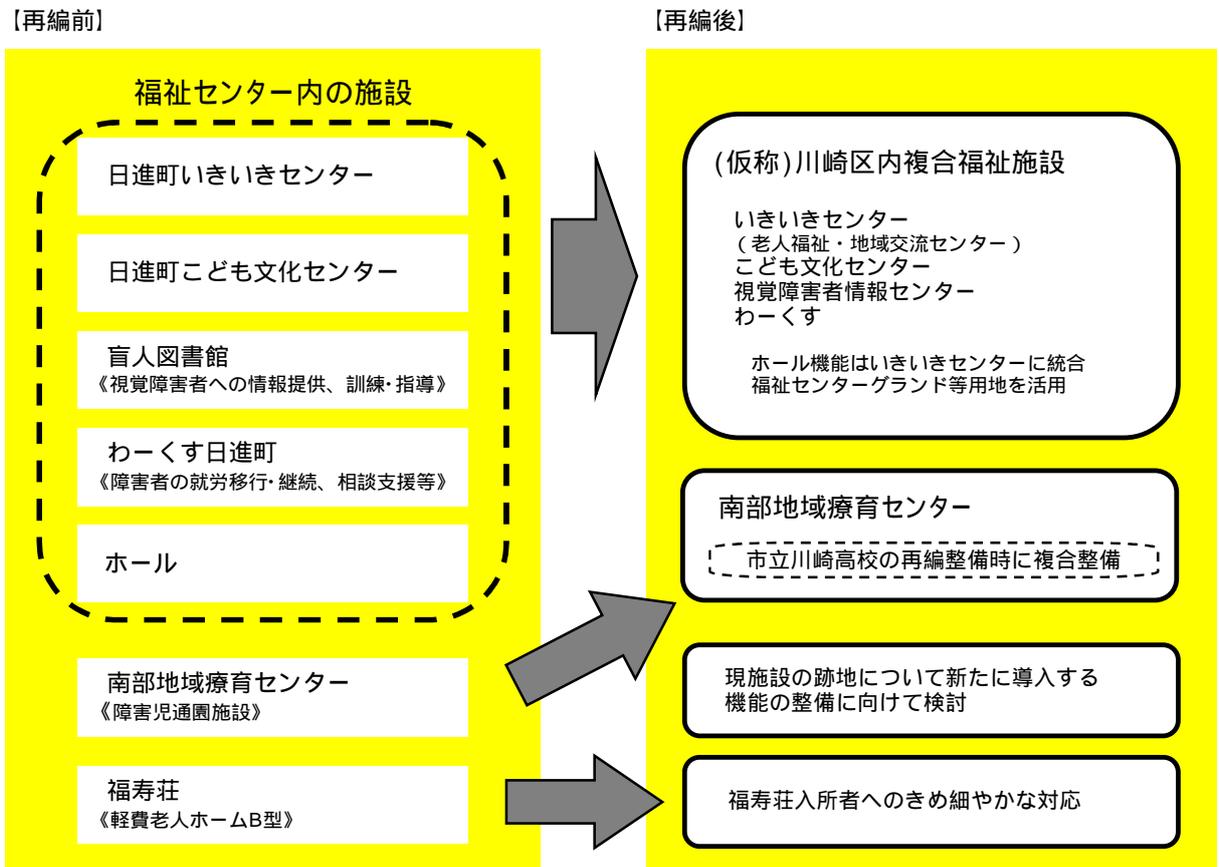


事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
<p>福祉センター再編整備事業</p> <p>施設の老朽化、耐震強度不足に対応するため、福祉センターの再編整備を進めます。</p>	<p>福祉センター再編整備基本計画の策定及び計画に基づく取組</p> <p>福寿荘入居者への転居支援の実施</p> <p>南部地域療育センターの基本設計</p>	<p>老人福祉・地域交流センター、こども文化センター、視覚障害者情報センター、わーくす、シルバー人材センターを含む(仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(設計)</p> <p>福寿荘入居者への転居支援の実施</p> <p>南部地域療育センター移転整備(実施設計)</p> <p>福祉センター跡地活用に向けた検討</p> <p>各施設の再編整備にあわせた指定管理者制度の導入に向けた取組</p>	<p>(仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(建設工事)</p> <p>南部地域療育センター移転整備(建設工事着手)</p>	<p>南部地域療育センター移転整備完了</p> <p>「跡地活用施設整備基本計画」策定</p>	<p>(仮称)川崎区内複合福祉施設の開設(2014年度)</p> <p>南部地域療育センター開設(2014年度)</p> <p>福祉センターの解体及び「跡地活用施設整備基本計画」に基づく取組の推進</p>

【リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画】



【福祉センター再編整備基本計画】



【基本施策 - 2 - (3)】障害者の自立と社会参加の促進

障害特性に応じた専門的支援と相談の提供

現状と課題

障害の種別に関わらず、障害者が地域でいきいきと自立した生活が送れるように、身近な地域において、専門的かつ総合的な支援を提供することが求められています。障害の重い方も地域での生活が可能となるよう、相談援助とともに、障害特性に応じた医療やリハビリテーションなどの専門的支援が必要となっています。

近年、精神保健福祉に関する相談内容が多様化していることから、相談体制の整備など取組の充実強化が求められています。全国での自殺者が年間3万人を超えるなか、2006年に自殺対策基本法が施行され、自殺の防止とともに、自殺者の親族等に対する支援の充実が図られるよう、行政、関係機関等が連携した取組の推進が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

障害者更生相談所、百合丘障害者センター及び精神保健福祉センター等において障害特性に応じた専門的支援と相談事業を実施します。社会復帰訓練所において在宅の精神障害者に対する作業訓練、生活適応訓練等を実施するほか、精神障害者の自立を促進するピアサポートセンターの活動を支援します。精神障害者を中心とした専門相談や食事、入浴サービスなどの地域生活支援事業や相談支

援事業、退院促進事業を実施し、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。精神保健福祉に関する各種相談事業や講演会等を保健福祉センターにおいて実施するほか、県、横浜市、相模原市と関係機関との連携により「かながわ自殺対策会議」を運営して、自殺対策を多角的に検討するとともに総合的に推進します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
障害者の相談・指導助言・治療訓練等に関する業務 身体・知的障害者の施設入所についての相談と、医学的及び心理学的な職能判定・診察を行います。	身体障害者及び知的障害者更生相談所業務の実施	身体障害者及び知的障害者更生相談所業務の実施			事業推進
ピアサポートセンター援助事業 精神障害者自身が運営し、当事者による相互援助やサービスの提供などを実施するピアサポートセンターの運営を支援します。	ピアサポートセンターの運営支援	ピアサポートセンターの運営支援			事業推進
社会復帰に向けた作業訓練・技術指導等業務 在宅の精神障害者に対し、作業指導を通して社会生活に適應するための訓練を行うとともに、日常生活を支援します。	就労継続支援・就労移行支援事業所として社会復帰訓練所の安定的な運営	就労継続支援・就労移行支援事業所として社会復帰訓練所の安定的な運営			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地域生活サポート事業 障害者に対する面接、自主活動の援助、ボランティアの支援、情報提供などを行い、地域生活の支援を行います。	地域生活支援事業の実施 地域交流の推進 ピアサポーター養成と活動拠点づくりの支援 生活へのサービス(相談・入浴・食事・自主的活動の場の提供等)の実施 相談支援事業の実施 退院促進支援事業の実施 支援員派遣による退院の促進 民間相談支援事業所との連携強化とピアサポーターの有効活用	地域生活支援事業の実施 地域交流の推進 ピアサポーター養成と活動拠点づくりの支援 生活へのサービス(相談・入浴・食事・自主的活動の場の提供等)の実施 相談支援事業の実施 退院促進支援事業の実施 支援員派遣による退院の促進 民間相談支援事業所との連携強化とピアサポーターの有効活用			事業推進
精神保健事業 保健福祉センターを中心とした相談、講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。	各区保健福祉センターにおける事業の実施 一般精神保健福祉相談・老人精神保健福祉相談 社会復帰相談指導 保健所デイケア 家族・患者教室、講演会 かながわ自殺対策会議において検討された取組の推進	各区保健福祉センターにおける事業の実施 一般精神保健福祉相談・老人精神保健福祉相談 社会復帰相談指導 保健所デイケア 家族・患者教室、講演会 かながわ自殺対策会議において検討された取組の推進			事業推進
川崎いのちの電話補助金 川崎いのちの電話の相談事業に対して、効果的かつ円滑な運営を図るための支援を行います。	電話相談事業への支援	電話相談事業への支援			事業推進
盲人図書館の運営 点字図書等の貸出、中途失明者の生活訓練等を行い自立促進を図ります。	点字図書等の貸出、中途失明者の生活訓練等の実施 盲人図書館の(仮称)川崎区内複合福祉施設への移転に向けた取組	点字図書等の貸出、中途失明者の生活訓練等の実施 盲人図書館の移転に向けた取組((仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(設計))	盲人図書館の移転に向けた取組((仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(建設工事))		事業推進 盲人図書館の(仮称)川崎区内複合福祉施設への移転・開設(2014年度)

事業名	事業概要	計画期間の取組
百合丘障害者センターの運営	百合丘障害者センターを運営し、知的障害者及び身体障害者の相談、指導助言、治療及び訓練や、精神保健福祉に関する相談などを行います。	事業推進
生活訓練支援業務	精神障害者に対し、入所等による生活援助を行い、地域での自立生活支援を進めます。	事業推進
社会的ひきこもり対策事業	研修会等を開催し、社会的ひきこもりの問題に効果的な対策や支援体制の強化を図ります。	事業推進
地域精神保健福祉対策促進事業	障害者の家族への相談、援助などを行うことにより、地域における精神障害者の社会復帰や自立促進を図ります。	事業推進
精神保健福祉に関する相談及び診察業務	他の医療機関等で受入困難なアルコール等の問題がある患者の診療等を行います。	事業推進
精神保健福祉センター相談援助事業	一般精神保健福祉相談や、うつなどの特定相談を実施するとともに、講演会の開催、自主活動の支援を行います。	事業推進
社会参加支援センターの運営	リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備と整合性を図りながら、障害者の社会参加支援、外来診療などを実施します。	事業推進
心神喪失者等医療観察制度への対応事業	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者に必要な医療を確保し、再発の防止と社会復帰を促進します。	事業推進
聴覚障害者情報文化センターの運営	聴覚障害者への手話通訳者などの派遣や養成、各種の情報提供により、社会参加の促進を図ります。	事業推進
発達障害児・者支援体制整備事業(再掲)	発達相談支援センターを運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。	事業推進

自立支援と権利の擁護の推進

現状と課題

障害者が本人の意思に沿って安心して地域で暮らすためには、在宅福祉サービスの充実が求められていることから、地域で生活する障害者を支援する制度として、一律の現金給付である心身障害者手当について、あり方を見直し、障害者の在宅生活を支援するためのサービスへ政策転換していく必要があります。知的障害や精神障害のために判断能力が不十分な方の権利を守るため、金銭管理や身上鑑

護などの法律行為の代理を行う成年後見制度の利用推進が求められています。

障害者に対する差別や消費者被害などに対し、権利を守り、障害者への理解や共感を醸成する取組が課題となっています。

重度の障害者であっても地域で支えられ、障害のない人と同様に自立した生活ができるような支援が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

特別障害者等手当については、法令や国・県の通知等に基づき、継続して適正な手当の支給を行います。

心身障害者手当については、県や他都市の制度改正を踏まえて、支給要件等を見直すとともに、新たな在宅福祉施策への政策転換について取組を進めます。

成年後見制度の申立をする親族がいない知的障害者や精神障害者について、行政が一定の役割を担い、審判開始の市長申し立てや生活保護世帯など費用負担が難しい方への助成などを実施します。

日常生活を営むことに支障を来している重度障害児・者に対して日常生活用具を給付・貸与します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
障害者手当等支給事業 障害者の所得保障及び日常生活上の負担軽減を目的に、特別障害者手当等の各種手当を支給します。	特別障害者等手当の給付 心身障害者手当の支給要件等の見直しに向けた検討及び新たな在宅福祉施策への政策転換に向けた検討	特別障害者等手当の給付 心身障害者手当の支給要件等の見直し(周知期間として手当を支給) 新たな在宅福祉施策への政策転換に向けた検討・調整	心身障害者手当の給付の見直し結果に基づく給付 新たな在宅福祉施策への政策転換に向けた取組		事業推進
成年後見制度利用支援事業 判断能力が不十分で法律行為を代理するものがない知的・精神障害者に代わり、成年後見制度上の審判開始の申立を行います。	成年後見制度に係る審判開始の市長申し立ての実施 生活保護世帯など費用負担が難しい方に対する助成	成年後見制度に係る審判開始の市長申し立ての実施 生活保護世帯など費用負担が難しい方に対する助成			事業推進
障害者福祉用具等支給・貸与事業 障害者に各種の用具を給付・貸与することにより、生活の利便性の向上と円滑な在宅生活の支援を図ります。	障害者(児)補装具給付事業の実施 在宅障害者(児)日常生活用具給付等事業の実施 点字図書等購入費助成事業の実施	障害者(児)補装具給付事業の実施 在宅障害者(児)日常生活用具給付等事業の実施 点字図書等購入費助成事業の実施			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
精神障害者医療等支給事業 精神障害者の医療費の一部を助成することなどにより、患者の経済的負担の軽減と適正医療の確保を図ります。	入院医療支援金(入院患者に対し、医療費の一部(月額1万円))の支給 通院患者の医療費の一部についての公費負担の実施	入院医療支援金(入院患者に対し、医療費の一部(月額1万円))の支給 通院患者の医療費の一部についての公費負担の実施			事業推進

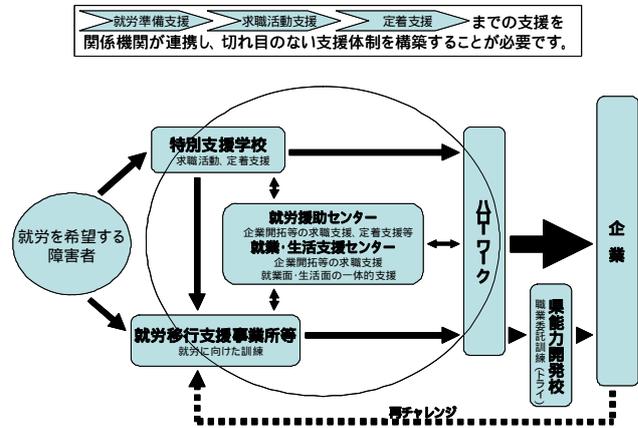
事業名	事業概要	計画期間の取組
精神保健福祉審議会	精神障害者保健福祉手帳の申請や精神保健福祉に関する調査・審議を行います。	事業推進
身体障害者更生資金貸付事業	身体障害者の自立更生を進めるため、技能習得資金貸付などを行い、社会参加の促進を図ります。	事業推進
心身障害者扶養共済事業	心身障害者の保護者が一定の掛金を納付し、死亡等により障害者本人に年金として支給し生活の安定を図ります。	事業推進
実地審査事業	精神科病院の入院患者の病状や医療の現状などを把握するため実地審査を行い、入院制度の適正化を図ります。	事業推進

就労の促進

現状と課題

障害者一人ひとりが、能力や適性に応じて生きがいを持って働くことにより社会的・経済的自立を果たし、豊かな地域生活を送れるように支援することが求められています。一人ひとりの障害者を地域で支えていくためには、一つの機関で支援を完結するのではなく教育、労働、福祉の各分野の機関が連携し、切れ目のない総合的な就労支援体制を構築していく必要があります。

教育・労働・福祉の機関連携による
総合的な就労支援



計画期間(2011～2013年度)の取組

教育、労働、福祉等の分野を越えた関係機関で構成される「障害者就労支援コーディネート会議」において、就労促進を目的としたネットワークの構築や就労促進策・基盤整備のための検討を進め、障害者の就労の場の確保を推進します。

生産活動の機会の提供や就労に必要な能力の向上のための訓練を行う「就労移行支援事業所」や「就労継続支援事業所」、就労の場の確保や定着支援を行う「地域就労援助センター」の運営を支援します。

障害者雇用に関する普及啓発や企業の理解促進を目的とする「障害者雇用促進シンポジウム」及び「障害者雇用セミナー」を開催します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
障害者就労支援事業 教育、労働、福祉等の分野を越えた関係機関の連携を図り、障害者の就労の場の拡大に向けた事業を実施します。	「障害者就労支援コーディネート会議」、 「障害者雇用推進会議」の開催 「障害者雇用促進シンポジウム」の開催 「障害者雇用セミナー」の開催 川崎市役所における「チャレンジ雇用事業」の実施	「障害者就労支援コーディネート会議」、 「障害者雇用推進会議」の開催 「障害者雇用促進シンポジウム」の開催 「障害者雇用セミナー」の開催 「チャレンジ雇用事業」の実施			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
<p>地域就労援助センター運営補助金</p> <p>就労支援を行う事業所等や障害者の就労の場を確保する地域就労援助センターの運営を支援します。</p>	<p>「就労移行支援」、「就労継続支援」事業所の運営支援</p> <p>南部就労援助センターの運営支援</p> <p>中部就労援助センターの障害者就業・生活支援センターへの機能拡充</p> <p>百合丘就労援助センターの新規設置、運営支援</p>	<p>「就労移行支援」、「就労継続支援」事業所の運営支援</p> <p>各就労援助センターや障害者就業・生活支援センターの運営支援</p>			事業推進
<p>就労支援・デイケア事業</p> <p>精神障害者に対し、就労相談、就労支援などを実施し、社会的自立の促進を図ります。</p>	<p>精神障害者が地域社会でともに暮らせる社会参加の促進</p> <p>体験学習プログラムや心理教育プログラムの実施</p> <p>就労相談、就労準備訓練、支援付就労、職場定着支援等の実施</p> <p>就労支援ネットワークの構築</p>	<p>精神障害者が地域社会でともに暮らせる社会参加の促進</p> <p>体験学習プログラムや心理教育プログラムの実施</p> <p>就労相談、就労準備訓練、支援付就労、職場定着支援等の実施</p> <p>就労支援ネットワークの構築</p>			事業推進
<p>障害者ふれあいショップ運営事業</p> <p>公共施設に喫茶室などを設置し、障害者を雇用することにより、社会参加の促進を図ります。</p>	<p>喫茶室「ふれあいショップ」の運営補助</p> <p>「ふれあい製品振興事業」の実施</p>	<p>喫茶室「ふれあいショップ」の運営補助</p> <p>「ふれあい製品振興事業」の実施</p>			事業推進
<p>わーくすの運営</p> <p>就労支援施設として、就労移行支援、就労継続支援及び相談支援事業を実施します。</p>	<p>就労移行支援、就労継続支援B型及び相談支援の実施</p> <p>わーくす日進町の(仮称)川崎区内複合福祉施設への移転に向けた取組</p>	<p>就労移行支援、就労継続支援B型及び相談支援の実施</p> <p>わーくす日進町の移転に向けた取組((仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(設計))</p>	<p>わーくす日進町の移転に向けた取組((仮称)川崎区内複合福祉施設の整備(建設工事))</p>		<p>事業推進</p> <p>わーくす日進町の(仮称)川崎区内複合福祉施設への移転・開設(2014年度)</p>

社会参加の促進

現状と課題

障害者の社会参加を促進する移動支援事業については、障害程度及び利用目的に応じて各事業を実施していますが、多様なニーズや新たな移動手段、交通機関のサービス内容の変化等、社会環境の変化に対応するための事業のあり方の検討が必要となっています。

地域社会での障害者の社会参加の推進や自立した生活のための支援と障害者への理解を促進することが求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

障害者の社会参加を促進する移動支援事業については、重度障害者等への支援の重点化を図る観点から見直します。

障害者の社会参加支援として、障害者スポーツ振興や視覚障害者生活訓練等の事業を実施します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
障害者の移動手段の確保対策事業 バス乗車券(証)の交付や福祉タクシーなど障害者の移動手段を確保し、社会参加を促進します。	福祉キャブ・福祉バスの円滑な運行 重度障害者福祉タクシー事業の実施 市バス特別乗車証の交付事業の実施 一部変更した民営バス乗車券交付事業の円滑な実施	各移動支援事業の実施及び見直しに向けた検討・調整	各移動支援事業の見直し結果に基づく事業の実施		事業推進
精神障害者バス乗車券交付事業 精神障害者に対してバス乗車券(証)を交付し、社会参加の促進を図ります。	市バス特別乗車証の交付事業の実施 一部変更した民営バス乗車券交付事業の円滑な実施	各移動支援事業の実施及び見直しに向けた検討・調整	各移動支援事業の見直し結果に基づく事業の実施		事業推進
障害者社会参加促進事業 生活、余暇活動の支援、障害者への理解を促進する普及・啓発、相談支援事業等を実施し、障害者の自立生活を支援します。	障害者の社会参加を推進する事業の実施 障害者社会参加推進センター運営事業 障害者スポーツ振興事業 生活支援事業(視覚障害者生活訓練事業等) 授産学園の運営 普及・啓発事業 相談事業	障害者の社会参加を推進する事業の実施 障害者社会参加推進センター運営事業 障害者スポーツ振興事業 生活支援事業(視覚障害者生活訓練事業等) 授産学園の運営 普及・啓発事業 相談事業			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
障害児(者)相談指導事業	相談員による相談支援や、地域活動の推進並びに障害者理解の促進を図ります。	事業推進
障害者更生支援事業	社会復帰を目的として更生訓練を受けるために施設を利用している身体障害者に対し必要なサービスを提供します。	事業推進

バリアフリー化の推進（再掲）

現状と課題

高齢社会の進展を見据え、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に日常生活が送れるよう、バリアフリー対応の環境整備が必要となっています。

また、買い物や通勤・通学などの日常生活において、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい交通機関をめざし、バリアフリーへの対応が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

バリアフリー法に基づき基本構想を策定した重点整備地区（川崎駅、武蔵小杉駅など8地区）については、公共施設等への主要な移動経路の整備完了後、引き続き、その他の経路についても点字ブロックの整備や歩道の段差解消等のバリアフリー化を推進します。重点整備地区以外のその他の地区においても、順次、「推進構想」を策定し、公共施設等への

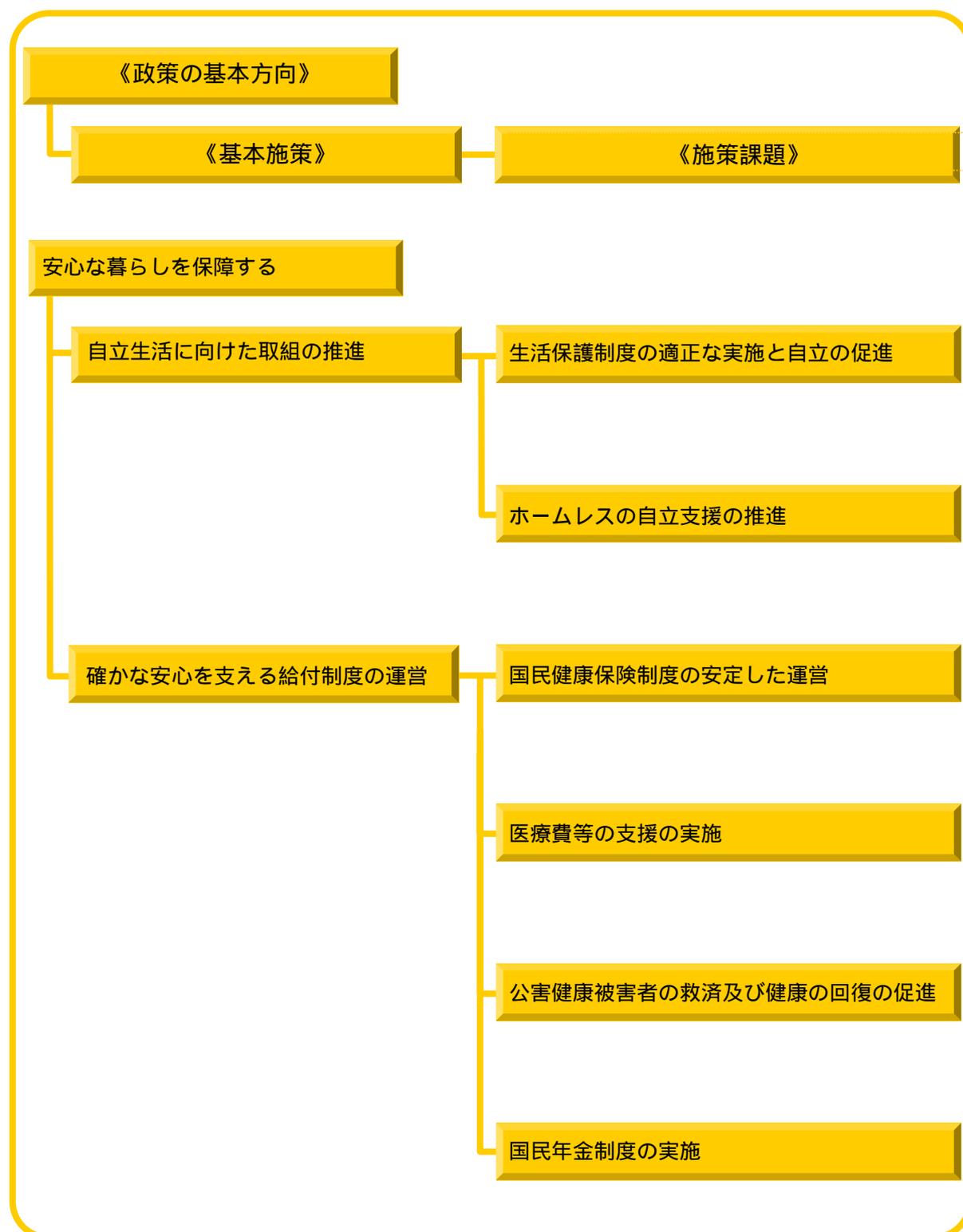
移動経路についてバリアフリー化を進めます。バリアフリーに対応したノンステップバスの導入を促進するなど、誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。高齢化の進展等により施設利用に求めるニーズが多様化する中、福祉のまちづくり条例に基づき、安全で快適に誰もが利用しやすい建築物等の整備を促進します。

具体的な事業と事業内容・目標

- 4 - (1) - [P152]

- 3 安心な暮らしを保障する

失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の安心な暮らしを保障します。



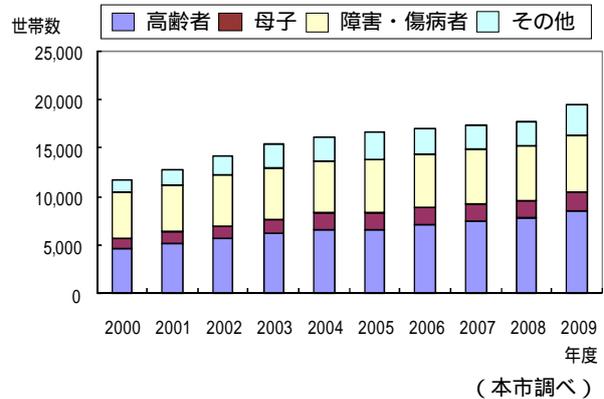
【基本施策 - 3 - (1)】自立生活に向けた取組の推進

生活保護制度の適正な実施と自立の促進

現状と課題

生活保護受給世帯の数は年々増加傾向にある中、セーフティネットとして持続可能な制度を維持するため、真に必要な人へ生活保護の適用が図られるようにするとともに、一人でも多くの自立支援に向けた取組を強化していくことが求められています。経済雇用情勢の悪化により離職された方への支援が求められています。

世帯類型別被保護世帯数の推移



計画期間(2011～2013年度)の取組

生活保護業務の適正実施により、保護受給世帯への自立支援を推進します。また、効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。住宅手当緊急特別措置事業の適正な実施により、離職によって住宅を喪失した又はそのお

それのある方への住宅と就労の確保に向けての支援を行います。(2011年度までの時限措置制度)

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
生活保護業務 真に保護の必要な人を見極め、医療扶助の適正実施を図るとともに、被保護者の自立支援を推進します。	生活保護業務の適正な実施 自立支援に向けた取組強化 効率的な執行体制の構築に向けた検討	生活保護業務の適正な実施 自立支援に向けた取組強化 効率的な執行体制の構築に向けた取組			事業推進
住宅手当緊急特別措置事業 離職によって住宅を喪失した又はそのおそれのある方のうち、就労能力及び就労意欲がある方を対象として、住宅手当を支給します。	住宅手当緊急特別措置事業の開始(2009年10月)	住宅手当緊急特別措置事業の適正な執行(2011年度までの時限措置制度)			

事業名	事業概要	計画期間の取組
行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助	行旅死亡人等の葬祭執行や生活保護の適用を受けられない外国人の救済などを行います。	事業推進
福祉資金貸付事業	市内の低所得世帯に対して生活の安定寄与を目的として生活資金の貸付を行います。	事業推進
民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興	保護施設の入所者の処遇向上及び施設経営の健全化を図るための支援を実施します。	事業推進

ホームレスの自立支援の推進

現状と課題

ホームレスの自立促進に向けては、緊急援護から自立支援へ施策の転換を図り、より効果的な施策を展開していくとともに、関係機関等との連携を進めることが重要な課題となっています。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が、2012年度に失効予定であることから、失効後の対応等について、今後の国の動向を注視していく必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

第2期ホームレス自立支援実施計画に基づき、本市におけるホームレスの実情に応じた自立支援施策を着実に推進するとともに、今後の国の動向を踏まえて、第3期自立支援実施計画を2013年度に策定します。

ホームレス自立支援センター、自立支援センターサテライト型、グループホーム型を効果的に運営します。

「富士見生活づくり支援ホーム」の閉所に伴う代替施設を運営します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
明るい町づくり対策 ホームレス自立支援施設を運営するとともに、市民団体等と連携してホームレスの自立支援を推進します。	第2期ホームレス自立支援実施計画に基づく施策の展開 ホームレス自立支援センター、自立支援センターサテライト型、グループホーム型の運営 「富士見生活づくり支援ホーム」の閉所に伴う代替施設の設置	第2期ホームレス自立支援実施計画に基づく施策の展開 ホームレス自立支援センター、自立支援センターサテライト型、グループホーム型の運営 グループホーム型1か所増設 「富士見生活づくり支援ホーム」の閉所に伴う代替施設の運営		第3期ホームレス自立支援実施計画の策定	事業推進

【基本施策 - 3 - (2)】確かな安心を支える給付制度の運営

国民健康保険制度の安定した運営

現状と課題

国民健康保険制度は、低所得者・高齢者が主な対象者となる構造的要因から財政基盤が脆弱な中で、近年の経済不況等から、保険料収納状況が良好でないため、保険料収納対策を強化し、保険料収納率向上並びに収入未済額縮減を図る必要があります。

医療保険制度改正に関する国の検討結果を踏まえ、新たな制度を的確に運営できる環境を整え、円滑に施行する必要があります。



(本市調べ)

計画期間(2011～2013年度)の取組

国民健康保険制度を安定して運営するとともに医療費適正化対策を推進します。

特定健診・特定保健指導の普及・啓発を推進するとともに、2012年度に「第2期特定健康診査等実施計画」を策定します。

新たな医療保険制度に関する国の検討結果を踏まえ、同制度を的確に運営できる環境を整備し、制度施行に円滑に対応します。

初期未納者に対する納付勧奨並びに長期・高額滞納者に対する納付折衝・滞納処分をはじめとした保険料収納対策を推進します。また、効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
国民健康保険事業 国民健康保険事業を安定して運営します。	国民健康保険の安定した運営 医療費適正化対策の推進 特定健診・特定保健指導に係る啓発・広報の実施	国民健康保険の安定した運営 医療費適正化対策の推進 特定健診・特定保健指導に係る啓発・広報の実施 新たな医療保険制度に関する国の検討結果を踏まえた対応			事業推進
国民健康保険料等収納業務 初期未納者対策、長期・高額滞納者の滞納整理を強化し、収入未済額の縮減をめざします。	保険料収納対策の推進 効率的な執行体制の構築に向けた検討	保険料収納対策の推進 効率的な執行体制の構築に向けた取組			事業推進

医療費等の支援の実施

現状と課題

本格的な少子高齢社会の到来や医療技術の進歩などにより、各種医療制度を取り巻く社会環境が大きく変わる中、負担の公平性を確保

するとともに、持続可能で安定的な給付制度に再構築していくことが求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

小児医療助成事業については、国及び県の制度改正を踏まえ、事業の見直し及び助成拡充に向けた検討を行います。

小児ぜん息患者医療費支給事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、県の制度改正の動向等を踏まえて事業を実施します。

重度障害者医療費助成事業については、県の

制度見直しを踏まえ、障害者自立支援法や後期高齢者医療制度の見直しにあわせて、助成要件等の見直しに向けた検討を進めます。

後期高齢者医療事業については、新たな医療保険制度に関する国の検討結果を踏まえ、同制度を的確に運営できる環境を整備し、制度施行に円滑に対応します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
小児医療費助成事業 小児に係る医療費の一部を助成することにより、児童の健全な育成を図ります。	医療費の一部助成	医療費の一部助成拡充に向けた検討 国及び県の制度改正の動向を踏まえた事業の見直しの検討			事業推進
小児ぜん息患者医療費支給事業 小児ぜん息患者に医療費の一部を支給することにより、児童の健全な育成を図ります。	医療費の一部助成	医療費の一部助成 県の制度改正の動向等を踏まえた事業の見直しの検討			事業推進
小児慢性特定疾患医療等給付事業 小児慢性特定疾患医療などの医療費給付により、乳幼児及び児童の健全な育成を図ります。	疾患や障害があり、長期治療等を必要とする児童・家庭への医療給付	疾患や障害があり、長期治療等を必要とする児童・家庭への医療給付			事業推進
ひとり親家庭等医療費助成事業 ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援します。	医療費の一部助成	医療費の一部助成 県の制度改正の動向等を踏まえた事業の見直しの検討			事業推進
重度障害者医療費助成事業 重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより、重度障害者の福祉の増進を図ります。	医療費の一部助成 障害者自立支援法や後期高齢者医療制度の見直しにあわせた助成要件等の見直しに向けた検討	医療費の一部助成 障害者自立支援法や後期高齢者医療制度の見直しにあわせた助成要件等の見直しに向けた検討			事業推進
後期高齢者医療等事業 75歳以上の高齢者に対し、広域連合による独立した医療制度等を実施します。	後期高齢者医療事業の安定した運営	後期高齢者医療事業の安定した運営及び新たな医療保険制度に関する国の検討結果を踏まえた対応			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
特定疾患対策事業	市民への難病全般に対する理解を深め、特定疾患患者等に対する医療給付制度等の施策を周知し、保健福祉の向上を図ります。	事業推進
成人ぜん息患者医療費助成事業	成人の気管支ぜん息患者に係る医療費の一部を助成し、健康の回復と福祉の増進を図ります。	事業推進
原爆被爆者対策事業	原子爆弾被爆者(被爆者健康手帳交付受給者等)に神奈川県、横浜市との協力で援護対策を実施します。	事業推進
腎不全対策事業	透析患者の治療の充実を図り、社会復帰に寄与するため、夜間透析の施設確保や講習会等を実施します。	事業推進
難病患者等居宅生活支援事業	難病患者等に対して、地域連携を中心とした居宅生活支援を推進します。	事業推進

公害健康被害者の救済及び健康の回復の促進

現状と課題

本市においては1988年3月に公害指定地域解除となったことから、被認定者数は年々減少していますが、被認定者の高齢化に伴う

健康管理が必要になっています。また、市内ではぜん息患者が増加傾向にあり、市民の健康回復、健康被害の予防が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

公害病被認定者に対する補償給付等を円滑かつ適正に行います。

市民に対し知識普及講演会・水泳教室等の公害健康被害予防事業を実施し、ぜん息等の予防・健康回復に取り組みます。

公害病被認定者の健康の回復を図るため、家庭における療養の指導や高齢化に対応した転地療養などの保健福祉事業を実施します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
公害健康被害補償事業 公害病被認定者に対し、大気汚染の影響による健康被害に係る損害を補償し、健康の確保を図ります。	公害認定審査会での審査、手帳の更新、各種補償費の給付を実施 公害病被認定者に対し通院にかかるバス乗車券(証)の交付 空気清浄機購入世帯への補助金の交付	公害認定審査会での審査、手帳の更新、各種補償費の給付を実施 公害病被認定者に対し通院にかかるバス乗車券(証)の交付 空気清浄機購入世帯への補助金の交付			事業推進
公害健康被害予防事業 アレルギー性疾患を持つ子どもなどに対し、相談・講習会等を実施し、健康の回復・保持及び増進を図ります。	健康被害予防事業の実施 ぜん息児水泳教室、キャンプ アレルギー相談、健康相談 健康回復教室	健康被害予防事業の実施 ぜん息児水泳教室、キャンプ アレルギー相談、健康相談 健康回復教室			事業推進
公害保健福祉事業 公害病被認定者及び家族に対して、病状回復と健康の保持増進を図るため、訪問指導等を実施します。	公害保健福祉事業の実施 転地療養 リハビリテーション 家庭における療養の指導 家庭における療養に必要な用具の支給 インフルエンザ予防接種の助成	公害保健福祉事業の実施 転地療養 リハビリテーション 家庭における療養の指導 家庭における療養に必要な用具の支給 インフルエンザ予防接種の助成			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
川崎・横浜公害保健センター補助金	川崎・横浜両市の公害病被認定者の検査・保健福祉事業及び大気汚染に係る健康被害予防事業の実施を支援します。	事業推進
健康調査事業	大気汚染による健康影響に対する調査手法の開発などを行うため、各種健康調査を実施します。	事業推進

国民年金制度の実施

現状と課題

国民年金行政を取り巻く状況が大きく変化している中で、国の年金記録問題などによって顕著となっている被保険者の国民年金制度に対する不信感を解消することが重要となっています。

国民年金制度の改正が今後も予定されることから、国の動向を注視して、事務処理の迅速化・効率化を図ることが求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

国や日本年金機構と協力・連携し、市民に対して年金の必要性や確実性をはじめとした国民年金制度の周知について取り組みます。
保険料免除制度等について、市政だよりをはじめとする広報を通じて周知を図り、被保険者の年金受給権の確保に取り組みます。

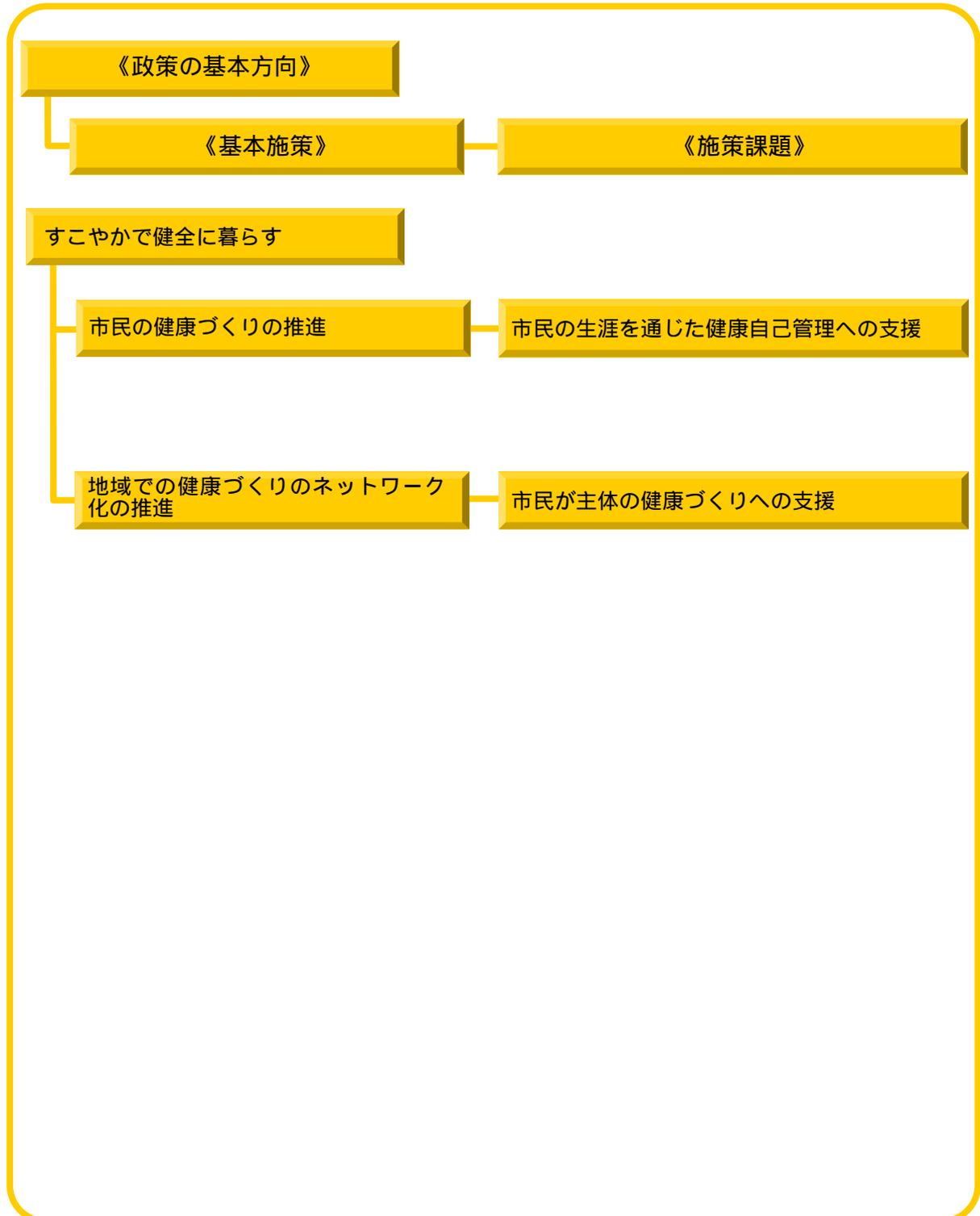
新たな国民年金事務システムを稼働し、事務処理の迅速化・効率化を図り、市民サービスの向上に取り組みます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
国民年金の運営業務 年金資格取得手続きや各種届出、基礎年金の裁定請求受付等の業務を行うとともに、年金の各種相談を行います。	年金資格取得手続きや各種届出、基礎年金の裁定請求受付等及び年金の各種相談業務 新たな国民年金事務システムの再構築に向けた取組	年金資格取得手続きや各種届出、基礎年金の裁定請求受付等及び年金の各種相談業務 新たな国民年金事務システムの稼働開始	新たな国民年金事務システムの安定稼働		事業推進

- 4 すこやかで健全に暮らす

日々の健康増進を通じて、健康で活力のある暮らしを維持することができるよう、市民自らが生涯にわたり積極的に健康づくりに取り組み、生活の質的豊かさを実感できるような環境を整備します。



【基本施策 - 4 - (1)】市民の健康づくりの推進

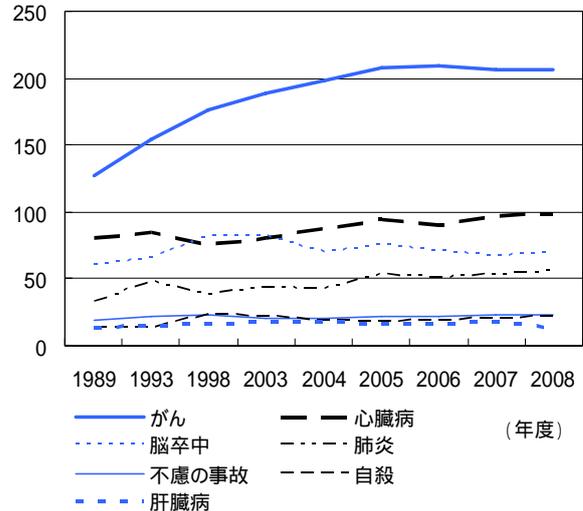
市民の生涯を通じた健康自己管理への支援

現状と課題

生活習慣病予防や健康増進など、健康に関する正しい知識の普及により、自らの健康は自ら守るという認識と自覚を高めるとともに、健診の受診率向上、対象者に対するフォローアップ体制の強化等を図ることで、生活習慣病に起因する壮年期死亡や障害を予防し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る必要性が高まっています。

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因であり、本市においても死因の第1位となっていることから、壮年期からの健康づくりと疾病の早期発見・早期治療が必要となっています。

主な死因別にみた死亡率の年次推移
(死亡率:人口10万対)



(本市調べ)

計画期間(2011～2013年度)の取組

健康増進法に基づいて、がん検診をはじめとした健診事業や健康教育・健康相談などの保健事業を実施し、市民の健康づくりを支援します。

市民の生涯を通じた歯科保健の普及啓発のため、歯科健診、歯科相談、歯科保健指導などを実施します。

75歳以上の高齢者を対象として、健康増進法に基づき、健診事業を実施するとともに、新たな医療保険制度に関する国の検討結果を踏まえた対応を図ります。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
がん検診事業 疾病による死亡の最大原因となっているがんに対し、早期発見、早期治療のため、がん検診を実施します。	国の指針に基づいたがん検診事業の実施 胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 胃がん、大腸がん及び肺がん検診について、がんセンター及び保健所で実施している集団検診の見直し検討	国の指針に基づいたがん検診事業の実施 胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 胃がん、大腸がん及び肺がん検診について、がんセンター及び保健所で実施している集団検診の見直し			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
<p>健康増進法等検診事業</p> <p>健康増進法に基づく歯周疾患検診などや医療保険者に義務づけられた特定健診対象者以外の市民(生活保護受給者等)の健康診査を実施します。</p>	<p>国の指針に基づいた歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診の実施 医療保険者に義務づけられた特定健診対象者以外の市民の健康診査の実施</p>	<p>国の指針に基づいた歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診の実施 医療保険者に義務づけられた特定健診対象者以外の市民の健康診査の実施</p>			<p>事業推進</p>
<p>健康診断・検査事業</p> <p>保健福祉センターにおいて希望する市民に対して身体検査、血液検査等の健康診断を実施します。</p>	<p>希望する市民等に対して各種検査(身体測定、血液検査等)の実施</p>	<p>希望する市民等に対して各種検査(身体測定、血液検査等)の実施</p>			<p>事業推進</p>
<p>市民歯科健康事業</p> <p>歯科健診や歯科相談等を通じて、生涯に渡る歯科保健に関する知識の普及啓発を図ります。</p>	<p>市民の生涯を通じた歯科保健の普及啓発 歯科健診の実施 歯科相談 歯科保健、ブラッシング指導 口腔機能向上</p>	<p>市民の生涯を通じた歯科保健の普及啓発 歯科健診の実施 歯科相談 歯科保健、ブラッシング指導 口腔機能向上</p>			<p>事業推進</p>
<p>後期高齢者健診事業</p> <p>75歳以上の高齢者に対して健康増進法に基づき、健診事業を実施します。</p>	<p>後期高齢者に係る健診事業の実施</p>	<p>後期高齢者に係る健診事業の実施及び新たな医療保険制度に関する国の検討結果を踏まえた対応</p>			<p>事業推進</p>

【基本施策 - 4 - (2)】地域での健康づくりのネットワーク化の推進

市民が主体の健康づくりへの支援

現状と課題

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、市民と地域の健康づくり関係団体・保健医療関係団体・学校・企業などが課題を共有し、一体となって健康づくりを推進することが求められています。

すべての年代の市民が健全な食生活を実践していけるように、食育の推進が求められています。若い世代からの生活習慣病予防対策が重要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

かわさき健康づくり21に基づく取組を推進するとともに、生活習慣に起因する疾病の予防を重視し、地域と職域(産業保健)が連携した健康づくりネットワークの構築を図ります。第2期食育推進計画に基づき、すべての世代を対象とした健全な食習慣の確立、食の安全や栄養等に関する情報提供など、市民との協

働のもと関係機関・施設等と連携して、食育の推進に取り組みます。39歳までの若年層の市民に対し、特にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防対策として健康診査や保健指導などを実施します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
健康づくり事業 「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。	かわさき健康づくり21の評価、検討及び追補版の策定 地域・職域連携による健康づくりの推進	かわさき健康づくり21追補版に基づく取組の推進 地域・職域連携による健康づくりの推進	次期かわさき健康づくり21の策定	次期かわさき健康づくり21に基づく取組の推進	事業推進
食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、食育推進計画に基づき食育を支援します。	食育推進計画の最終評価と第2期計画の策定	第2期食育推進計画に基づく取組の推進 市民、食育関連団体、企業との連携による食育の普及啓発		第3期食育推進計画の策定	事業推進
生活習慣病予防事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、自らの健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ります。	市民が取り組む生活習慣病予防への支援の実施 若年者に着目した健診保健指導等の実施 予防に取り組むための機会の提供	市民が取り組む生活習慣病予防への支援の実施 若年者に着目した健診保健指導等の実施 予防に取り組むための機会の提供			事業推進
栄養指導事業 給食施設への巡回指導等により、利用者の健康づくりを推進します。	給食施設指導の実施 給食施設講習会の実施(年2回) 国民健康・栄養調査の適正な実施	給食施設指導の実施 給食施設講習会の実施(年2回) 国民健康・栄養調査の適正な実施			事業推進

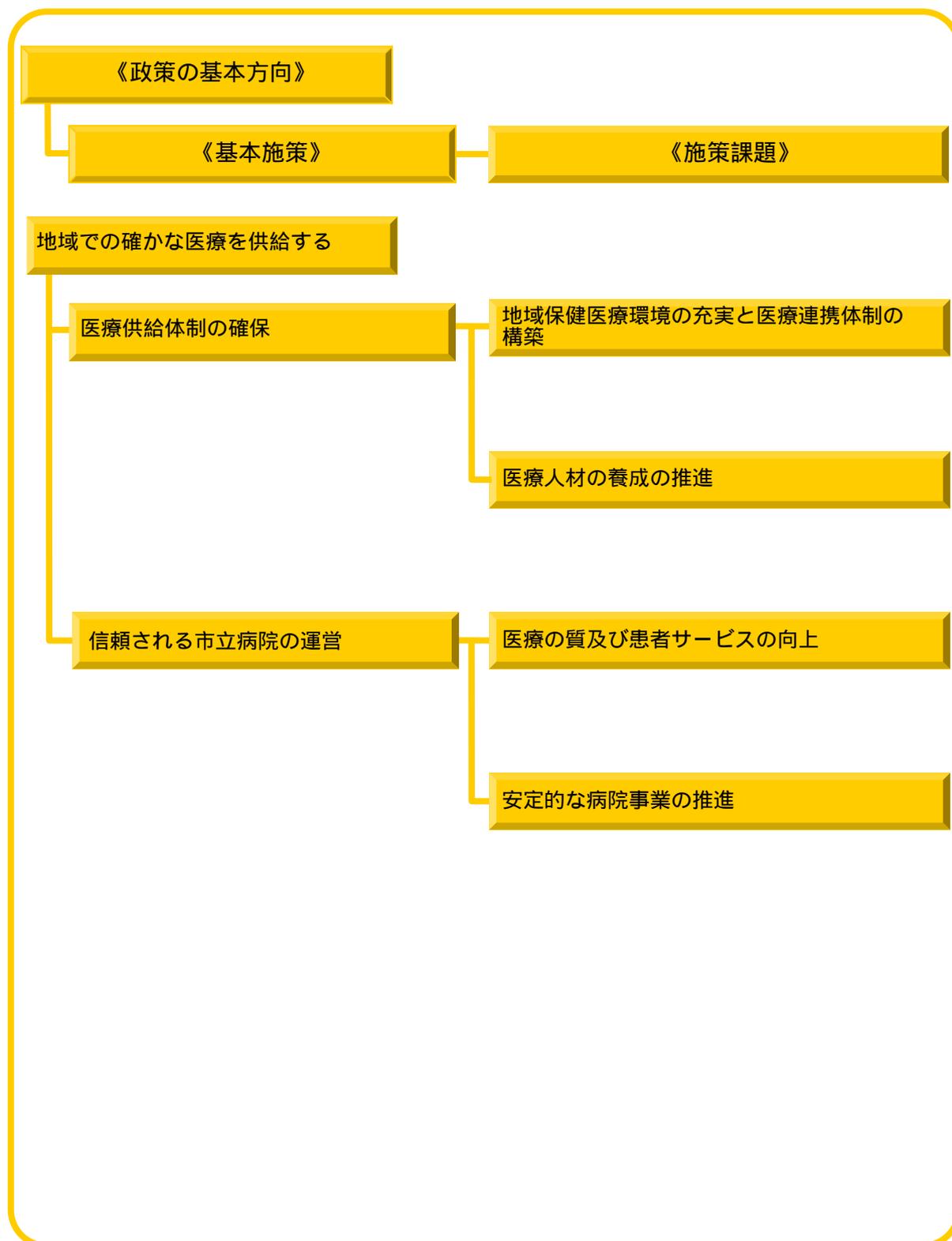


【基本施策 - 4 - (2)】地域での健康づくりのネットワーク化の推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
保健所管理運営事業	公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所を効率的かつ適正に運営します。	事業推進
訪問指導等事業	在宅療養者とその家族に対し、生活機能の回復や健康の保持・増進のための支援を実施します。	事業推進
健康づくりセンター運営補助事業	市民の生涯を通じた健康づくりへの支援及び健康の保持・増進を効率的かつ効果的に進めます。	事業推進
難病患者相談研修支援事業	難治性疾患に関する総合相談、情報提供などを通じて難治性疾患患者に対する医療、保健、福祉などの総合体制を確立します。	事業推進
ナーシングセンター運営補助事業	看護師の確保及び質の高い看護の提供に向けて、保健師、助産師等を含む看護職を対象とした再就職相談や研修会等を実施します。	事業推進

- 5 地域での確かな医療を供給する

地域における医療機関相互の機能分担と連携により良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制整備を進め、すべての市民のすこやかで自立した生活を支えます。



【基本施策 - 5 - (1)】医療供給体制の確保

地域保健医療環境の充実と医療連携体制の構築

現状と課題

生活習慣病対策、安全・安心に出産ができる体制整備や救急医療の充実など、医療を取り巻く課題に対応するため、市民が安心して暮らせる地域保健医療環境の充実に向けた取組が必要となっています。

稲田登戸病院の閉院に伴う北部保健医療圏の病床不足に対して、地域医療審議会等において承認された新たな病床整備の実現に向けた取組が進められています。

市民の健康、医療に対する意識の高まりに対応し、医療技術の高度化とともに、QOL(生活の質)の向上をめざした医療環境の整備が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

地域医療審議会を開催し、本市の地域医療に関する重要事項を調査・審議します。

地域保健医療計画に基づき、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病対策、産科医療や救急医療の充実、高度先端医療との連携に向けた取組など、市民が安心して暮らせる地域保健医療環境の充実を図ります。産婦人科、小児科、救急医療を含む19診療科目、一般病床377床の民間医療法人による新百合ヶ丘総合病院について2012年度の開設をめざした取組を進めます。

医療機関において良質かつ適切な医療が提供されるよう、医療法に基づく立入検査を実施します。



新百合ヶ丘総合病院完成予想図

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地域医療対策事業 地域医療審議会において地域医療体制の充実を支援するとともに、良質な医療を提供します。	地域医療審議会の開催 地域保健医療計画に基づく地域保健医療環境の充実に向けた取組の推進 民間医療法人による新百合ヶ丘総合病院の開設に向けた取組	地域医療審議会の開催 地域保健医療計画に基づく地域保健医療環境の充実に向けた取組の推進 民間医療法人による新百合ヶ丘総合病院の開設に向けた取組	新たな地域保健医療計画の策定 民間医療法人による新百合ヶ丘総合病院の開設・運営	新たな地域保健医療計画に基づく取組の推進 民間医療法人による新百合ヶ丘総合病院の運営	事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
医務事業 病院等への立入検査を実施し、指導を行うとともに、医療安全相談センターにおいて医療機関への苦情などに適切に対応します。	病院及び有床診療所等への立入検査の実施 医療安全相談センターにおける相談業務の実施 医療法等許認可事務及び事前相談業務の実施	病院及び有床診療所等への立入検査の実施 医療安全相談センターにおける相談業務の実施 医療法等許認可事務及び事前相談業務の実施			事業推進
血液対策事業 血液の必要量の確保と安全で安定的な供給を図るため、献血に関する啓発・広報活動を行います。	年4回の献血キャンペーン期間を中心とした啓発・広報活動の実施 若年層への啓発活動の実施 400ml献血・成分献血の推進 血液対策協議会の運営 献血推進事業功労者の表彰	年4回の献血キャンペーン期間を中心とした啓発・広報活動の実施 若年層への啓発活動の実施 400ml献血・成分献血の推進 血液対策協議会の運営 献血推進事業功労者の表彰			事業推進
薬務事業 薬局・医薬品販売業等の監視指導を行うとともに、効能等を表示する健康食品等の広告監視及び医薬品の試験検査等を実施します。	薬局等の監視指導 毒物劇物営業者等の監視指導 薬物乱用防止啓発活動の実施	薬局等の監視指導 毒物劇物営業者等の監視指導 薬物乱用防止啓発活動の実施			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
地域医療関係施設整備	休日急患診療所等の適切な維持管理を実施します。	事業推進
救急活動事業(再掲)	PA連携の運用や市民の応急手当知識・技術の普及などにより、救命効果の向上と不要・不急の救急要請の抑制を図ります。	事業推進
救急救命士養成事業(再掲)	救急救命士の常時乗車体制を運用するとともに、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を計画的に養成します。	事業推進
救急医療体制確保対策事業(再掲)	医療機関相互の連携や周産期母子医療センターの運営により救急医療体制の確保を図ります。	事業推進
災害時医療救護対策事業(再掲)	自然災害や大事故などの局地災害に際して、迅速な救命活動を実施します。	事業推進
休日急患診療所等運営事業(再掲)	休日や夜間における急な発病に対する診療を実施します。	事業推進

医療人材の養成の推進

現状と課題

医療技術の進歩による医療の高度化・複雑化に伴い、資質の高い看護職員の養成が求められています。

医療を担う専門性の高い看護職員の確保と市内医療機関への定着を促進する取組を着実に実施することが求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

看護に関する高度な知識及び技術を身につけるとともに、豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与する有能な人材を育

成するため、看護短期大学の管理運営の中で、カリキュラムの充実、市内医療機関への就職を勧奨する進路ガイダンス等を実施します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
看護短期大学の管理運営 看護実践能力を有する質の高い看護師及び地域社会に貢献できる看護師の育成を進め、医療人材の確保を図ります。	看護短期大学の運営 市内医療機関への就職を勧奨する進路ガイダンスの実施 看護短期大学の今後のあり方検討	看護短期大学の運営 市内医療機関への就職を勧奨する進路ガイダンスの実施 看護短期大学のあり方基本方針の策定	看護短期大学のあり方基本方針に基づく取組		事業推進
看護師確保対策事業 川崎看護専門学校等の運営支援や民間養成施設への支援などを実施し、看護人材の市内医療施設への確保・定着を図ります。	准看護師・看護師養成施設への支援 看護師等修学資金の貸与 病院内保育所の運営支援	准看護師・看護師養成施設への支援 看護師等修学資金の貸与 病院内保育所の運営支援			事業推進

【基本施策 - 5 - (2)】信頼される市立病院の運営

医療の質及び患者サービスの向上

現状と課題

市立病院は、地域の基幹病院又は中核病院として市民の医療ニーズに対応した安全で安心な医療サービスを、安定的に提供することが求められています。また、各病院の専門性の向上を図り、最善の医療を提供することで、市民の健康と福祉の向上に取り組んでいく必要があります。

市内の救急搬送における待機時間の短縮を図る必要があります。

緊急母体搬送やハイリスクな妊娠の増加に対応し、地域周産期母子医療センターとしての機能を効率的に発揮するための取組を進める必要があります。

がん患者が等しく適切ながん医療を受けられるよう、地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実が求められています。

指定管理者制度の運用状況を精査し、患者サービスの向上と更なる効率化に向けた取組を進める必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

救急搬送による患者の受入体制を拡充するための取組を検討します。

地域周産期母子医療センターを効率的に運営するため、院内における人材の有効活用等について検討します。

地域がん診療連携拠点病院として、がんの早期発見及び手術、化学療法、放射線治療を組み合わせた集学的治療の充実に向けた取組

を進めていくとともに、がんを中心とする切れ目のない医療の提供に取り組みます。

地域医療支援病院の認定取得への取組を強化し、地域医療連携の更なる推進を図ります。

多摩病院は、北部地域の中核病院として、急性期・救急医療の提供や地域医療連携に積極的に取り組むとともに、指定管理者制度を活かした効率的な病院運営を進めていきます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
川崎病院の運営 川崎病院の医療の質と患者サービスの向上を図ります。	救命救急センター開設(2006年4月) 地域周産期母子医療センターの開設(2010年4月) 「市内救急医療派遣事業(Kawasaki ONE PIECE)」の開始(2008年6月)	地域周産期母子医療センターの安定的な運営 救急医療拡充・体制強化(医療人材確保) 高度・特殊・急性期医療充実に向けた有効な施設利用の検討・実施 助産外来スタッフ研修及びマニュアル整備	助産外来の開設	助産外来の評価及び拡充検討	事業推進
井田病院の運営 井田病院の医療の質と患者サービスの向上を図ります。	救急告示病院認定取得(2010年11月) 地域がん診療連携拠点病院の指定更新(2010年4月)	地域がん診療連携拠点病院の取組強化 地域医療支援病院の指定準備 臓器別センターの導入 救急告示病院としての機能強化 ケアプラン病床の運用方法の決定	地域医療支援病院の指定 臓器別センターの運用 ケアプラン病床の設置・運用	ケアプラン病床の運用	事業推進
多摩病院の運営管理 指定管理者制度を活用した多摩病院の効率的な運営を進めます。	2006年2月に聖マリアンナ医科大学を指定管理者として開設 24時間365日救急医療の提供 看護体制の充実	指定管理者制度を活用した効率的な病院運営、救急及び急性期を中心とする良質な医療の安定的な提供			事業推進

安定的な病院事業の推進

現状と課題

国の医療制度改革や診療報酬の改定、社会構造及び疾病構造の変化に伴う市民の医療ニーズの多様化・高度化、団塊世代職員の大量退職期の到来など、病院事業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなっています。こうした中においても、質の高い安全で安心な医療サ

ービスを安定的に提供するため、強固な経営基盤を確立し、より効率的に病院経営を進める必要があります。

医療需要に応え地域医療水準の維持・向上を図るため、医療人材の確保・充実に積極的に取り組む必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

持続可能な医療提供体制を確立するため、医師・医療技術者等の医療人材の確保・充実に努めます。

より良質な看護サービスの提供をめざして、7対1看護配置基準や2交替制勤務の導入のため、人人体制の整備を進めます。

2011年度までを計画期間とした「第2次病院事業経営健全化計画」に基づき、経営指標による評価の実施など、効率的な病院運営を進めます。

今後の医療制度改革の動向等を踏まえ、2012年度を初年度とする「次期経営健全化計画」を策定し、より一層の経営改善に向けた取組を進めます。

井田病院は、2011年度の新病院の一部開院、2014年度の全面開院に向け、改築工事を着実に進め、今後、患者の増加が予想されるがん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病、腎疾患、呼吸器疾患、緩和ケア等に対応した高度・特殊な成人疾患医療を担う病院として、再編整備を推進します。

井田病院の再編整備に向けて、医療機器の整備や総合医療情報システムの整備を進め、電子カルテの導入などにより、病院経営の効率化と患者サービスの向上を図ります。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
良質な医療の提供を担う人材の育成・確保 質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供するために必要な医療人材の育成・確保を行います。	柔軟な採用選考の実施 全国の看護師養成学校への訪問、さまざまな広報媒体の利用など積極的な広報活動の実施	医師・看護師等の人員体制の整備・検討(井田病院機能強化、7対1看護体制検討) 効果的な広報活動、柔軟な採用選考の実施と多様な任用制度の活用による医療人材の確保 川崎病院・井田病院間の人材交流の活性化及び適正な人材の配置推進	医師・看護師等の人員体制の整備・検討(7対1看護体制川崎病院導入・井田病院検討)		事業推進(7対1看護体制井田病院導入)
経営健全化の推進 市立病院の経営の健全化を推進します。	2005年度から病院事業に地方公営企業法全部適用 「第2次病院事業経営健全化計画」(計画期間:2009～2011年度)の策定と着実な推進	第2次病院事業経営健全化計画の着実な推進 病院事業経営健全化取組状況の点検・評価 次期経営健全化計画(2012年～)の策定			事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
井田病院改築工事の推進 井田病院の効率的な運営をめざすとともに、老朽化した井田病院を再編整備します。	再編整備の着実な推進 基本構想(2005年度)整備着手(2009年度) 専門的な成人疾患医療を担う病院として機能特化を推進 地域がん診療連携拠点病院としての機能整備を推進	井田病院改築工事の推進(一期建物の完成・一部開院) 新病院の開院に向けた医療機器等の整備 井田病院総合医療情報システムの二次開発	井田病院改築工事の推進(二期建物建設工事) 井田病院総合医療情報システムの二次開発と一部運用	井田病院改築工事の推進(二期建物の完成) →	井田病院改築工事の推進 新病院全面開院(2014年度) 駐車場棟建設・院内保育施設建設・外構工事

